



(号外) 発行内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(一七三)
- 生産緑地法施行令の一部を改正する政令(一七四)
- 外国為替令等の一部を改正する政令(一七五)
- 〔省 令〕
- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(外務九)
- 輸出貿易管理規則の一部を改正する省令(経済産業三五)
- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(同三六)
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令(同三七)
- 輸出貨物が核兵器等の開発等のため用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令(同三八)

三

六

五

三

二

二

- 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令(同三九)
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令(同四〇)
- 輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令(同四一)

〔法的告示〕

- 輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項の一部を改正する件(経済産業五四)
- 輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件(同五五)
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件(同五六)
- 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出入者が入手した文書等の一部を改正する件(同五七)

六

六

六

三

三

- 輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件(同五八)
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件(同五九)
- 外国為替令第十八條第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件(同六〇)
- 輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に出国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件(同六一)
- 輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項(一)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件(同六二)
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第十條第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行うおとする者に報告を求め事項の一部を改正する件(同六三)

六

四

四

四

〔その他告示〕

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について(内閣一)

〔公 告〕

- 諸事項
- 裁判所
- 破産、再生関係
- 特殊法人等
- 日本弁護士連合会懲戒処分関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

四

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

三

六

六

四

四

本号で公布された  
法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(政令第一七三三号)(外務省)

1 在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。(別表第一関係)

2 この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一は令和七年四月一日から適用することとした。

◇生産緑地法施行令の一部を改正する政令(政令第一七四号)(国土交通省)

1 生産緑地地区内における市町村長の許可等要しない行為から、生産緑地法第八條第二項第一号ハ及び二並びに第二号に規定する施設の設置等に係る行為を除くこととした。(第六條第三号関係)

2 この政令は、令和七年五月一日から施行することとした。

◇外国為替令等の一部を改正する政令(政令第一七五号)(経済産業省)

一 外国為替令の一部改正関係  
核兵器等の開発、設計又は使用のために利用されるおそれのある貨物の設計、製造又は使用に係る技術を輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三七八号)別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引等について、許可を要することとした。(第一七条及び第一八条の二関係)

二 輸出貿易管理令の一部改正関係  
1 別表第三に掲げる地域を仕向地とする核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵のために利用されるおそれのある貨物の輸出等について、許可を要することとした。(第一条及び第四条第二項関係)

2 銃砲等の貨物を無償等で輸出する場合について、許可を要しないこととした。(第四條第一項ただし書関係)

3 核兵器等以外の兵器等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれのある工作機械等の貨物の輸出について、許可を要することとした。(第四條第一項第三号及び第四号並びに別表第一関係)

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正関係  
合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等については、外国為替令(昭和五五年政令第二六〇号)第一七条第二項から第四項までに規定する義務を免除することとした。(第九條関係)

四 附則関係  
関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第二項関係)

五 施行期日  
この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

政令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第七十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令(昭和四十九年政令第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 在勤基本手当の月額（第一条関係）

一 大使館

地域	所在国	号 別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	890,000	790,000	742,600	717,300	679,400	616,100	552,800	489,600	439,000	413,700	388,400	363,100
	インドネシア	790,000	670,000	626,400	602,100	565,700	505,100	444,500	383,800	335,300	311,100	286,800	262,600
	カンボジア	840,000	760,000	714,000	687,400	647,600	581,200	514,800	448,400	395,300	368,700	342,200	315,600
	シンガポール	1,030,000	920,000	860,300	825,800	774,200	688,200	602,200	516,200	447,300	412,900	378,500	344,100
	スリランカ	810,000	780,000	729,800	702,600	661,800	593,800	525,800	457,900	403,500	376,300	349,100	321,900
	タイ	840,000	710,000	660,300	633,800	594,200	528,200	462,200	396,200	343,300	316,900	290,500	264,100
	大韓民国	900,000	760,000	708,800	680,400	637,900	567,000	496,100	425,300	368,600	340,200	311,900	283,500
	中華人民共和国	1,100,000	880,000	818,800	786,800	738,900	659,000	579,100	499,300	435,400	403,400	371,500	339,500
	ネパール	800,000	780,000	739,000	715,400	680,100	621,200	562,300	503,400	456,300	432,700	409,200	385,600
	パキスタン	920,000	850,000	805,100	780,500	743,600	682,100	620,600	559,100	509,900	485,300	460,700	436,100
	バングラデシュ	940,000	860,000	816,100	789,500	749,500	682,900	616,300	549,700	496,400	469,700	443,100	416,500
	東ティモール	910,000	880,000	828,800	801,600	760,900	693,000	625,100	557,300	503,000	475,800	448,700	421,500
	フィリピン	790,000	670,000	625,800	601,500	565,200	504,600	444,000	383,500	335,000	310,800	286,500	262,300
	ブータン	810,000	790,000	742,600	717,300	679,400	616,100	552,800	489,600	439,000	413,700	388,400	363,100
	ブルネイ	790,000	760,000	706,600	678,400	636,000	565,300	494,600	424,000	367,400	339,200	310,900	282,700
	ベトナム	710,000	640,000	597,900	574,800	540,100	482,300	424,500	366,700	320,500	297,400	274,300	251,200
	マレーシア	740,000	670,000	620,900	596,000	558,800	496,700	434,600	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
	ミャンマー	910,000	830,000	779,300	751,700	710,300	641,400	572,500	503,600	448,400	420,800	393,300	365,700
	モルディブ	830,000	810,000	754,800	727,000	685,300	615,800	546,300	476,900	421,300	393,500	365,700	337,900
モンゴル	790,000	770,000	723,000	697,700	659,700	596,400	533,100	469,800	419,200	393,800	368,500	343,200	
ラオス	750,000	730,000	680,600	655,800	618,600	556,500	494,400	432,400	382,700	357,900	333,100	308,300	
大洋州	オーストラリア	810,000	730,000	683,000	655,700	614,700	546,400	478,100	409,800	355,200	327,800	300,500	273,200
	キリバス	930,000	900,000	853,100	825,800	784,800	716,500	648,200	579,900	525,200	497,900	470,600	443,300
	クック	780,000	750,000	703,400	675,200	633,000	562,700	492,400	422,000	365,800	337,600	309,500	281,400
	サモア	850,000	820,000	764,900	736,300	693,400	621,900	550,400	478,900	421,700	393,100	364,500	336,000
	ソロモン	930,000	900,000	846,800	818,900	777,100	707,400	637,700	568,100	512,300	484,400	456,600	428,700
	ツバル	760,000	730,000	682,300	655,800	616,000	549,800	483,600	417,400	364,400	337,900	311,400	284,900
	トンガ	880,000	860,000	803,400	774,800	732,000	660,700	589,400	518,000	461,000	432,400	403,900	375,400
	ナウル	760,000	730,000	682,300	655,800	616,000	549,800	483,600	417,400	364,400	337,900	311,400	284,900
	ニウエ	780,000	750,000	703,400	675,200	633,000	562,700	492,400	422,000	365,800	337,600	309,500	281,400
	ニュージーランド	780,000	750,000	703,400	675,200	633,000	562,700	492,400	422,000	365,800	337,600	309,500	281,400
	バヌアツ	870,000	840,000	782,500	752,000	706,300	630,000	553,800	477,500	416,500	386,000	355,500	325,000
	バブアニューギニア	910,000	880,000	833,800	806,400	765,400	697,000	628,600	560,300	505,600	478,200	450,900	423,500
パラオ	870,000	840,000	782,300	751,800	706,000	629,800	553,600	477,400	416,400	385,900	355,400	324,900	

	フィジー	760,000	730,000	682,300	655,800	616,000	549,800	483,600	417,400	364,400	337,900	311,400	284,900
	マーシャル	1,010,000	980,000	916,400	883,300	833,700	751,100	668,500	585,800	519,700	486,700	453,600	420,600
	ミクロネシア	960,000	930,000	865,100	832,500	783,600	702,100	620,600	539,100	473,900	441,300	408,700	376,100
北米	アメリカ合衆国	1,310,000	980,000	913,500	877,000	822,200	730,800	639,500	548,100	475,000	438,500	401,900	365,400
	カナダ	860,000	770,000	720,000	691,200	648,000	576,000	504,000	432,000	374,400	345,600	316,800	288,000
中南米	アルゼンチン	920,000	890,000	828,900	796,500	748,000	667,100	586,200	505,300	440,600	408,300	375,900	343,600
	アンティグア・バーブーダ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	ウルグアイ	1,010,000	980,000	909,400	873,800	820,400	731,500	642,600	553,600	482,500	446,900	411,300	375,800
	エクアドル	910,000	880,000	819,900	789,100	742,900	665,900	588,900	511,900	450,300	419,500	388,700	358,000
	エルサルバドル	870,000	840,000	787,400	759,500	717,600	647,900	578,200	508,400	452,600	424,700	396,800	369,000
	ガイアナ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	キューバ	1,100,000	1,070,000	1,004,300	970,100	918,800	833,400	748,000	662,600	594,200	560,000	525,900	491,700
	グアテマラ	990,000	960,000	899,400	867,000	818,400	737,500	656,600	575,600	510,900	478,500	446,100	413,800
	グレナダ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	コスタリカ	890,000	860,000	805,000	773,600	726,500	648,000	569,500	491,000	428,200	396,800	365,400	334,000
	コロンビア	870,000	850,000	794,000	765,800	723,600	653,200	582,800	512,400	456,100	427,900	399,800	371,600
	ジャマイカ	880,000	850,000	795,400	765,600	720,800	646,300	571,800	497,200	437,600	407,800	378,000	348,200
	スリナム	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	セントクリストファー・ネービス	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	セントビンセント	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	セントルシア	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	チリ	840,000	810,000	758,100	728,600	684,300	610,500	536,700	462,900	403,800	374,300	344,800	315,300
	ドミニカ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	ドミニカ共和国	910,000	880,000	824,600	795,200	751,200	677,700	604,200	530,800	472,000	442,600	413,200	383,900
	トリニダード・トバゴ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	ニカラグア	890,000	860,000	816,600	790,000	750,000	683,300	616,600	550,000	496,600	470,000	443,300	416,700
	ハイチ	1,280,000	1,240,000	1,171,600	1,134,000	1,077,500	983,300	889,100	795,000	719,600	682,000	644,300	606,700
	パナマ	800,000	780,000	726,300	698,400	656,600	587,000	517,400	447,800	392,100	364,200	336,400	308,500
	バハマ	880,000	850,000	795,400	765,600	720,800	646,300	571,800	497,200	437,600	407,800	378,000	348,200
	パラグアイ	740,000	720,000	671,400	646,500	609,200	547,100	485,000	422,800	373,100	348,300	323,400	298,600
	バルバドス	1,060,000	1,030,000	960,600	924,200	869,600	778,500	687,400	596,400	523,500	487,100	450,700	414,300
	ブラジル	890,000	810,000	752,600	723,300	679,400	606,100	532,800	459,600	401,000	371,700	342,400	313,100
	ベネズエラ	1,150,000	1,110,000	1,045,000	1,009,200	955,500	866,000	776,500	687,000	615,400	579,600	543,800	508,000
	ベリーズ	860,000	830,000	780,000	751,200	708,000	636,000	564,000	492,000	434,400	405,600	376,800	348,000
	ペルー	880,000	850,000	792,500	762,800	718,300	644,000	569,800	495,500	436,100	406,400	376,700	347,000
	ボリビア	910,000	890,000	839,000	812,200	772,100	705,200	638,300	571,400	517,900	491,100	464,400	437,600
	ホンジュラス	900,000	880,000	828,300	801,100	760,400	692,600	624,800	557,000	502,700	475,600	448,400	421,300
	メキシコ	980,000	940,000	878,600	844,300	792,800	706,900	621,000	535,200	466,500	432,100	397,800	363,500

欧州	アイスランド	920,000	880,000	823,100	790,200	740,800	658,500	576,200	493,900	428,000	395,100	362,200	329,300
	アイルランド	810,000	780,000	729,800	700,600	656,800	583,800	510,800	437,900	379,500	350,300	321,100	291,900
	アゼルバイジャン	670,000	650,000	607,600	584,100	548,900	490,100	431,300	372,600	325,600	302,100	278,600	255,100
	アルバニア	860,000	840,000	781,900	752,600	708,700	635,500	562,300	489,100	430,600	401,300	372,000	342,800
	アルメニア	730,000	710,000	665,000	640,400	603,500	542,000	480,500	419,000	369,800	345,200	320,600	296,000
	アンドラ	830,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	イタリア	860,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ウクライナ	900,000	880,000	836,600	812,400	776,000	715,300	654,600	594,000	545,400	521,200	496,900	472,700
	ウズベキスタン	690,000	660,000	622,800	599,800	565,500	508,200	450,900	393,700	347,800	324,900	302,000	279,100
	英国	1,110,000	930,000	867,800	833,000	781,000	694,200	607,400	520,700	451,200	416,500	381,800	347,100
	エストニア	700,000	680,000	631,400	606,100	568,200	505,100	442,000	378,800	328,300	303,100	277,800	252,600
	オーストリア	970,000	870,000	813,300	780,700	731,900	650,600	569,300	488,000	422,900	390,400	357,800	325,300
	オランダ	860,000	830,000	771,500	740,600	694,400	617,200	540,100	462,900	401,200	370,300	339,500	308,600
	カザフスタン	800,000	770,000	724,100	698,800	660,700	597,300	533,900	470,500	419,700	394,400	369,000	343,700
	北マケドニア	650,000	620,000	583,400	560,800	527,000	470,700	414,400	358,000	313,000	290,400	267,900	245,400
	キプロス	740,000	710,000	663,500	637,000	597,200	530,800	464,500	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400
	ギリシャ	730,000	710,000	658,500	632,200	592,700	526,800	461,000	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400
	キルギス	710,000	690,000	646,400	624,300	591,100	535,900	480,700	425,400	381,200	359,100	337,000	315,000
	クロアチア	760,000	730,000	681,600	654,400	613,500	545,300	477,100	409,000	354,400	327,200	299,900	272,700
	コソボ	660,000	640,000	599,100	576,400	542,200	485,300	428,400	371,500	325,900	303,200	280,400	257,700
	サンマリノ	800,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ジョージア	750,000	730,000	683,800	658,400	620,400	557,000	493,600	430,300	379,600	354,200	328,900	303,500
	スイス	1,210,000	1,160,000	1,081,400	1,038,100	973,200	865,100	757,000	648,800	562,300	519,100	475,800	432,600
	スウェーデン	810,000	780,000	729,400	700,200	656,400	583,500	510,600	437,600	379,300	350,100	320,900	291,800
	スペイン	780,000	750,000	701,800	673,700	631,600	561,400	491,200	421,100	364,900	336,800	308,800	280,700
	スロバキア	830,000	800,000	746,000	716,200	671,400	596,800	522,200	447,600	387,900	358,100	328,200	298,400
	スロベニア	740,000	710,000	661,900	635,400	595,700	529,500	463,300	397,100	344,200	317,700	291,200	264,800
	セルビア	740,000	710,000	666,800	640,900	602,100	537,400	472,700	408,100	356,300	330,400	304,600	278,700
	タジキスタン	830,000	810,000	765,100	742,200	707,700	650,300	592,900	535,500	489,500	466,600	443,600	420,700
	チェコ	860,000	830,000	772,100	741,200	694,900	617,700	540,500	463,300	401,500	370,600	339,700	308,900
	デンマーク	930,000	900,000	834,400	801,000	750,900	667,500	584,100	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800
	ドイツ	890,000	800,000	749,400	719,400	674,400	599,500	524,600	449,600	389,700	359,700	329,700	299,800
	トルクメニスタン	1,310,000	1,270,000	1,188,400	1,146,800	1,084,500	980,700	876,900	773,000	690,000	648,400	606,900	565,400
	ノルウェー	900,000	870,000	811,400	778,900	730,200	649,100	568,000	486,800	421,900	389,500	357,000	324,600
	バチカン	800,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ハンガリー	770,000	740,000	692,100	664,400	622,900	553,700	484,500	415,300	359,900	332,200	304,500	276,900
	フィンランド	900,000	870,000	808,100	775,800	727,300	646,500	565,700	484,900	420,200	387,900	355,600	323,300
	フランス	950,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	ブルガリア	720,000	700,000	650,100	624,100	585,100	520,100	455,100	390,100	338,100	312,100	286,100	260,100
	ベラルーシ	750,000	730,000	686,900	663,000	627,200	567,500	507,800	448,100	400,400	376,500	352,600	328,800
	ベルギー	840,000	810,000	755,400	725,200	679,800	604,300	528,800	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200

	ポーランド	750,000	730,000	678,500	651,400	610,700	542,800	475,000	407,100	352,800	325,700	298,500	271,400
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	650,000	630,000	590,400	567,600	533,300	476,300	419,300	362,200	316,600	293,800	271,000	248,200
	ポルトガル	750,000	720,000	672,000	645,100	604,800	537,600	470,400	403,200	349,400	322,600	295,700	268,800
	マルタ	690,000	660,000	618,800	594,000	556,900	495,000	433,100	371,300	321,800	297,000	272,300	247,500
	モナコ	830,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	モルドバ	740,000	720,000	672,400	647,500	610,100	547,900	485,700	423,400	373,600	348,700	323,800	299,000
	モンテネグロ	740,000	710,000	666,800	640,900	602,100	537,400	472,700	408,100	356,300	330,400	304,600	278,700
	ラトビア	820,000	790,000	737,800	708,200	664,000	590,200	516,400	442,700	383,600	354,100	324,600	295,100
	リトアニア	770,000	740,000	691,900	664,200	622,700	553,500	484,300	415,100	359,800	332,100	304,400	276,800
	リヒテンシュタイン	1,210,000	1,160,000	1,081,400	1,038,100	973,200	865,100	757,000	648,800	562,300	519,100	475,800	432,600
	ルーマニア	720,000	690,000	644,900	619,100	580,400	515,900	451,400	386,900	335,300	309,500	283,700	258,000
	ルクセンブルク	820,000	790,000	738,800	709,200	664,900	591,000	517,100	443,300	384,200	354,600	325,100	295,500
	ロシア	950,000	770,000	718,500	691,800	651,700	584,800	518,000	451,100	397,600	370,900	344,100	317,400
中東	アフガニスタン	910,000	880,000	841,600	818,000	782,500	723,300	664,100	605,000	557,600	534,000	510,300	486,700
	アラブ首長国連邦	940,000	900,000	842,500	808,800	758,300	674,000	589,800	505,500	438,100	404,400	370,700	337,000
	イエメン	1,160,000	1,120,000	1,061,600	1,028,400	978,500	895,300	812,100	729,000	662,400	629,200	595,900	562,700
	イスラエル	1,120,000	1,010,000	940,500	903,700	848,500	756,400	664,400	572,300	498,700	461,800	425,000	388,200
	イラク	920,000	900,000	856,600	832,400	796,000	735,300	674,600	614,000	565,400	541,200	516,900	492,700
	イラン	930,000	910,000	855,500	828,100	787,000	718,400	649,900	581,300	526,500	499,000	471,600	444,200
	オマーン	840,000	810,000	758,800	729,200	684,900	611,000	537,100	463,300	404,200	374,600	345,100	315,500
	カタール	880,000	850,000	793,400	762,400	716,000	638,700	561,400	484,000	422,200	391,200	360,300	329,400
	クウェート	880,000	850,000	793,600	763,900	719,300	644,900	570,500	496,200	436,700	406,900	377,200	347,500
	サウジアラビア	1,030,000	1,000,000	939,000	907,400	860,100	781,200	702,300	623,400	560,300	528,700	497,200	465,600
	シリア	780,000	760,000	713,900	688,900	651,500	589,100	526,700	464,300	414,400	389,500	364,500	339,600
	トルコ	840,000	810,000	760,400	731,200	687,300	614,300	541,300	468,200	409,800	380,600	351,400	322,200
	バーレーン	830,000	800,000	744,400	715,400	671,900	599,500	527,100	454,600	396,700	367,700	338,700	309,800
	ヨルダン	800,000	770,000	719,800	693,000	652,800	585,800	518,800	451,900	398,300	371,500	344,700	317,900
	レバノン	800,000	780,000	730,300	704,600	666,200	602,200	538,200	474,200	422,900	397,300	371,700	346,100
アフリカ	アルジェリア	860,000	830,000	778,400	750,800	709,500	640,700	571,900	503,000	448,000	420,400	392,900	365,400
	アンゴラ	990,000	960,000	908,000	879,300	836,200	764,400	692,600	620,800	563,400	534,600	505,900	477,200
	ウガンダ	910,000	880,000	831,300	804,000	763,100	695,000	626,900	558,800	504,300	477,000	449,800	422,500
	エジプト	710,000	650,000	610,200	588,800	556,700	503,200	449,700	396,300	353,500	332,100	310,700	289,300
	エスワティニ	750,000	730,000	680,800	655,900	618,700	556,600	494,500	432,500	382,800	358,000	333,100	308,300
	エチオピア	920,000	890,000	842,000	815,900	776,800	711,600	646,400	581,200	529,000	503,000	476,900	450,800
	エリトリア	1,220,000	1,180,000	1,115,900	1,080,400	1,027,300	938,700	850,100	761,500	690,700	655,200	619,800	584,400
	ガーナ	1,040,000	1,010,000	952,000	920,700	873,800	795,600	717,400	639,200	576,600	545,400	514,100	482,800
	カーボベルデ	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
	ガボン	1,130,000	1,090,000	1,026,600	991,600	939,000	851,300	763,600	676,000	605,800	570,800	535,700	500,700
	カメルーン	1,050,000	1,020,000	959,800	929,000	882,800	805,800	728,800	651,900	590,300	559,500	528,700	497,900

ガンビア	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
ギニア	1,240,000	1,210,000	1,138,100	1,101,800	1,047,300	956,500	865,700	774,900	702,200	665,900	629,600	593,300
ギニアビサウ	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
ケニア	860,000	840,000	788,100	761,000	720,300	652,500	584,700	516,900	462,600	435,500	408,400	381,300
コートジボワール	1,090,000	1,060,000	997,800	965,400	917,000	836,200	755,400	674,700	610,000	577,700	545,400	513,100
コモロ	920,000	890,000	845,500	819,300	780,000	714,400	648,900	583,300	530,900	504,600	478,400	452,200
コンゴ共和国	1,210,000	1,170,000	1,105,400	1,070,400	1,017,800	930,300	842,800	755,200	685,200	650,200	615,200	580,200
コンゴ民主共和国	1,210,000	1,170,000	1,105,400	1,070,400	1,017,800	930,300	842,800	755,200	685,200	650,200	615,200	580,200
サントメ・プリンシペ	1,130,000	1,090,000	1,026,600	991,600	939,000	851,300	763,600	676,000	605,800	570,800	535,700	500,700
ザンビア	730,000	700,000	666,500	644,800	612,200	557,800	503,500	449,100	405,600	383,900	362,100	340,400
シエラレオネ	1,040,000	1,010,000	952,000	920,700	873,800	795,600	717,400	639,200	576,600	545,400	514,100	482,800
ジブチ	1,110,000	1,080,000	1,018,000	984,900	935,200	852,400	769,600	686,800	620,600	587,400	554,300	521,200
ジンバブエ	1,130,000	1,100,000	1,036,100	1,003,100	953,500	870,900	788,300	705,700	639,600	606,500	573,500	540,500
スーダン	1,140,000	1,110,000	1,050,500	1,017,700	968,500	886,400	804,400	722,300	656,700	623,800	591,000	558,200
セーシェル	840,000	810,000	755,900	727,600	685,300	614,700	544,100	473,500	417,100	388,800	360,600	332,400
赤道ギニア	1,130,000	1,090,000	1,026,600	991,600	939,000	851,300	763,600	676,000	605,800	570,800	535,700	500,700
セネガル	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
ソマリア	860,000	840,000	788,100	761,000	720,300	652,500	584,700	516,900	462,600	435,500	408,400	381,300
タンザニア	840,000	820,000	774,900	749,900	712,400	649,900	587,400	524,900	474,900	449,900	424,900	400,000
チャド	1,050,000	1,020,000	959,800	929,000	882,800	805,800	728,800	651,900	590,300	559,500	528,700	497,900
中央アフリカ	1,050,000	1,020,000	959,800	929,000	882,800	805,800	728,800	651,900	590,300	559,500	528,700	497,900
チュニジア	680,000	660,000	619,700	597,200	563,500	507,300	451,100	394,900	349,900	327,500	305,000	282,500
トーゴ	1,090,000	1,060,000	997,800	965,400	917,000	836,200	755,400	674,700	610,000	577,700	545,400	513,100
ナイジェリア	940,000	920,000	869,800	844,200	805,800	741,800	677,800	613,900	562,700	537,100	511,500	485,900
ナミビア	780,000	750,000	709,900	685,100	647,900	585,900	523,900	461,900	412,300	387,500	362,700	338,000
ニジェール	1,090,000	1,060,000	997,800	965,400	917,000	836,200	755,400	674,700	610,000	577,700	545,400	513,100
ブルキナファソ	1,030,000	1,000,000	945,100	916,500	873,600	802,100	730,600	659,100	601,900	573,300	544,700	516,100
ブルンジ	820,000	790,000	749,900	725,900	689,900	629,900	569,900	509,900	461,900	437,900	413,900	390,000
ベナン	950,000	920,000	872,300	845,000	804,000	735,800	667,600	599,400	544,800	517,500	490,200	462,900
ボツワナ	780,000	760,000	714,800	690,600	654,300	593,800	533,300	472,900	424,500	400,300	376,100	351,900
マダガスカル	920,000	890,000	845,500	819,300	780,000	714,400	648,900	583,300	530,900	504,600	478,400	452,200
マラウイ	910,000	890,000	840,100	814,100	775,100	710,100	645,100	580,100	528,100	502,100	476,100	450,100
マリ	1,060,000	1,030,000	972,400	942,700	898,100	823,900	749,700	675,400	616,000	586,300	556,600	527,000
南アフリカ共和国	800,000	730,000	680,800	655,900	618,700	556,600	494,500	432,500	382,800	358,000	333,100	308,300
南スーダン	1,140,000	1,110,000	1,049,100	1,016,400	967,200	885,300	803,400	721,500	655,900	623,200	590,400	557,700
モーリシャス	790,000	770,000	720,900	695,600	657,800	594,700	531,600	468,500	418,100	392,800	367,600	342,400
モーリタニア	1,010,000	980,000	929,600	901,600	859,700	789,700	719,700	649,800	593,800	565,800	537,800	509,900
モザンビーク	870,000	850,000	801,900	777,400	740,700	679,500	618,300	557,100	508,200	483,700	459,200	434,800

	モロッコ	760,000	730,000	683,800	657,200	617,400	551,000	484,600	418,300	365,200	338,600	312,100	285,500
	リビア	750,000	730,000	692,500	671,600	640,300	588,000	535,800	483,500	441,700	420,800	399,900	379,000
	リベリア	1,040,000	1,010,000	952,000	920,700	873,800	795,600	717,400	639,200	576,600	545,400	514,100	482,800
	ルワンダ	820,000	790,000	749,900	725,900	689,900	629,900	569,900	509,900	461,900	437,900	413,900	390,000
	レソト	750,000	730,000	680,800	655,900	618,700	556,600	494,500	432,500	382,800	358,000	333,100	308,300

## 二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	円 740,000	円 720,900	円 682,700	円 619,100	円 555,500	円 491,800	円 440,900	円 415,500	円 390,000	円 364,600
	チェンナイ	770,000	746,500	706,700	640,400	574,100	507,800	454,800	428,200	401,700	375,200
	ベンガルール	760,000	741,000	701,500	635,800	570,100	504,400	451,800	425,500	399,200	372,900
	ムンバイ	800,000	755,000	714,700	647,500	580,300	513,100	459,400	432,500	405,600	378,800
	スラバヤ	640,000	602,200	567,700	510,200	452,700	395,200	349,100	326,100	303,100	280,100
	デンパサール	580,000	558,800	525,100	469,000	412,900	356,800	311,900	289,400	267,000	244,500
	メダン	590,000	575,900	543,300	488,900	434,500	380,100	336,600	314,800	293,100	271,300
	チェンマイ	620,000	599,600	562,200	499,700	437,200	374,800	324,800	299,800	274,800	249,900
	済州	700,000	680,400	637,900	567,000	496,100	425,300	368,600	340,200	311,900	283,500
	釜山	700,000	647,500	607,100	539,600	472,200	404,700	350,700	323,800	296,800	269,800
	広州	800,000	743,200	696,700	619,300	541,900	464,500	402,500	371,600	340,600	309,700
	上海	880,000	820,400	769,200	683,700	598,200	512,800	444,400	410,200	376,000	341,900
	重慶	730,000	680,700	639,400	570,600	501,800	433,000	377,900	350,400	322,800	295,300
	瀋陽	740,000	689,600	647,800	578,000	508,300	438,500	382,700	354,800	326,900	299,000
	青島	740,000	685,700	642,800	571,400	500,000	428,600	371,400	342,800	314,300	285,700
	香港	1,030,000	959,400	899,400	799,500	699,600	599,600	519,700	479,700	439,700	399,800
	カラチ	820,000	773,600	738,400	679,700	621,000	562,300	515,300	491,800	468,300	444,900
	セブ	570,000	557,000	523,400	467,500	411,600	355,600	310,900	288,500	266,100	243,800
	ダバオ	570,000	557,000	523,400	467,500	411,600	355,600	310,900	288,500	266,100	243,800
	ダナン	560,000	540,100	507,900	454,100	400,300	346,600	303,600	282,100	260,600	239,100
ホーチミン	650,000	608,200	571,500	510,200	448,900	387,700	338,600	314,100	289,600	265,100	
ベナン	600,000	580,900	544,600	484,100	423,600	363,100	314,700	290,500	266,300	242,100	
大洋州	シドニー	710,000	656,900	615,800	547,400	479,000	410,600	355,800	328,400	301,100	273,700
	パース	670,000	644,400	604,100	537,000	469,900	402,800	349,100	322,200	295,400	268,500
	ブリスベン	700,000	648,000	607,500	540,000	472,500	405,000	351,000	324,000	297,000	270,000
	メルボルン	730,000	676,100	633,800	563,400	493,000	422,600	366,200	338,000	309,900	281,700
	オークランド	710,000	681,600	639,000	568,000	497,000	426,000	369,200	340,800	312,400	284,000

北米	アトランタ	940,000	870,100	815,700	725,100	634,500	543,800	471,300	435,100	398,800	362,600
	サンフランシスコ	990,000	914,800	857,600	762,300	667,000	571,700	495,500	457,400	419,300	381,200
	シアトル	940,000	868,300	814,100	723,600	633,200	542,700	470,300	434,200	398,000	361,800
	シカゴ	980,000	912,000	855,000	760,000	665,000	570,000	494,000	456,000	418,000	380,000
	デトロイト	880,000	813,500	762,600	677,900	593,200	508,400	440,600	406,700	372,800	339,000
	デンバー	860,000	834,500	782,300	695,400	608,500	521,600	452,000	417,200	382,500	347,700
	ナッシュビル	920,000	855,100	801,700	712,600	623,500	534,500	463,200	427,600	391,900	356,300
	ニューヨーク	1,140,000	977,500	916,400	814,600	712,800	611,000	529,500	488,800	448,000	407,300
	ハガツニャ	800,000	773,800	725,400	644,800	564,200	483,600	419,100	386,900	354,600	322,400
	ヒューストン	900,000	838,400	786,000	698,700	611,400	524,000	454,200	419,200	384,300	349,400
	ボストン	990,000	921,800	864,200	768,200	672,200	576,200	499,300	460,900	422,500	384,100
	ホノルル	940,000	876,600	821,800	730,500	639,200	547,900	474,800	438,300	401,800	365,300
	マイアミ	890,000	823,900	772,400	686,600	600,800	515,000	446,300	412,000	377,600	343,300
	ロサンゼルス	1,000,000	926,900	869,000	772,400	675,900	579,300	502,100	463,400	424,800	386,200
	カルガリー	700,000	672,100	630,100	560,100	490,100	420,100	364,100	336,100	308,100	280,100
	トロント	760,000	710,800	666,300	592,300	518,300	444,200	385,000	355,400	325,800	296,200
バンクーバー	780,000	724,100	678,800	603,400	528,000	452,600	392,200	362,000	331,900	301,700	
モントリオール	730,000	701,600	657,800	584,700	511,600	438,500	380,100	350,800	321,600	292,400	
中南米	クリチバ	730,000	710,600	667,400	595,500	523,600	451,600	394,100	365,300	336,500	307,800
	サンパウロ	810,000	750,600	704,900	628,800	552,700	476,600	415,700	385,300	354,800	324,400
	マナウス	800,000	774,200	731,500	660,200	588,900	517,700	460,600	432,100	403,600	375,100
	リオデジャネイロ	830,000	772,800	727,600	652,300	577,000	501,700	441,500	411,400	381,300	351,200
	レシフェ	730,000	711,700	670,300	601,400	532,500	463,600	408,400	380,800	353,300	325,700
	レオン	790,000	759,700	713,500	636,400	559,400	482,300	420,700	389,800	359,000	328,200
欧州	ミラノ	780,000	720,400	675,300	600,300	525,300	450,200	390,200	360,200	330,200	300,200
	エディンバラ	830,000	797,200	747,300	664,300	581,300	498,200	431,800	398,600	365,400	332,200
	バルセロナ	710,000	688,300	645,300	573,600	501,900	430,200	372,800	344,200	315,500	286,800
	デュッセルドルフ	770,000	715,100	670,400	595,900	521,400	446,900	387,300	357,500	327,700	298,000
	ハンブルク	740,000	713,000	668,500	594,200	519,900	445,700	386,200	356,500	326,800	297,100
	フランクフルト	770,000	714,100	669,500	595,100	520,700	446,300	386,800	357,100	327,300	297,600
	ミュンヘン	740,000	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	ストラスブール	770,000	712,100	667,600	593,400	519,200	445,100	385,700	356,000	326,400	296,700
	マルセイユ	720,000	698,900	655,200	582,400	509,600	436,800	378,600	349,400	320,300	291,200
	ウラジオストク	670,000	631,400	595,700	536,200	476,700	417,200	369,500	345,700	321,900	298,100
	サンクトペテルブルク	670,000	650,200	612,700	550,200	487,700	425,200	375,100	350,100	325,100	300,100
	ハバロフスク	670,000	631,400	595,700	536,200	476,700	417,200	369,500	345,700	321,900	298,100
ユジノサハリンスク	670,000	631,400	595,700	536,200	476,700	417,200	369,500	345,700	321,900	298,100	

中東	ドバイ	890,000	855,400	801,900	712,800	623,700	534,600	463,300	427,700	392,000	356,400
	ジッダ	840,000	812,500	765,500	687,100	608,700	530,300	467,600	436,300	404,900	373,600
	イスタンブール	790,000	730,900	686,500	612,400	538,400	464,300	405,100	375,400	345,800	316,200

## 三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		690,000	670,000	626,400	602,100	565,700	505,100	444,500	383,800	335,300	311,100	286,800	262,600
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	1,300,000	1,090,000	1,018,300	977,500	916,400	814,600	712,800	611,000	529,500	488,800	448,000	407,300
		810,000	780,000	730,900	701,600	657,800	584,700	511,600	438,500	380,100	350,800	321,600	292,400
欧州	ローマ (在ローマ国際機関)	800,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ウィーン (在ウィーン国際機関)	910,000	870,000	813,300	780,700	731,900	650,600	569,300	488,000	422,900	390,400	357,800	325,300
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	1,370,000	1,150,000	1,073,500	1,030,600	966,200	858,800	751,500	644,100	558,200	515,300	472,300	429,400
	(軍縮会議)	1,200,000	1,150,000	1,073,500	1,030,600	966,200	858,800	751,500	644,100	558,200	515,300	472,300	429,400
	パリ (経済協力開発機構)	890,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	(国際連合教育科学文化機関)	830,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	ブリュッセル (欧州連合)	900,000	810,000	755,400	725,200	679,800	604,300	528,800	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200
(北大西洋条約機構)	840,000	810,000	755,400	725,200	679,800	604,300	528,800	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200	
アフリカ	アディスアベバ (アフリカ連合)	920,000	890,000	842,000	815,900	776,800	711,600	646,400	581,200	529,000	503,000	476,900	450,800
	ナイロビ (在ナイロビ国際機関)	860,000	840,000	788,100	761,000	720,300	652,500	584,700	516,900	462,600	435,500	408,400	381,300

## 附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。

外務大臣 岩屋 毅  
内閣総理大臣 石破 茂

生産緑地法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第七十四号

生産緑地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八條第九項及び第十七條の三の規定に基づき、この政令を制定する。

生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「第八條第二項第一号又は第二号」を「第八條第二項第一号イ又はロ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正前の第六條第三号に掲げる行為（この政令の規定による改正後の同号に掲げる行為に該当するものを除く。）であつてこの政令の施行の際既に着手していたものについては、生産緑地法第八條第一項、第四項、第六項及び第八項後段の規定は、適用しない。

国土交通大臣 中野 洋昌

内閣総理大臣 石破 茂

外国為替令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第七十五号

外国為替令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五條第二項及び第三項並びに第四十八條第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「この項、次項」を「この条」に改め、同條第五項中「又は第三項」を「第二項又は第五項」に、「又は第四項」を「若しくは第四項の規定又は第二項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第四項を同條第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定は、第二項の許可の申請について準用する。

第十七條中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第二十五條第三項第二号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について第二項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

第十七條第一項の次に次の一項を加える。

2 別表の一六の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）若しくは非居住者又は同項の中欄に掲げる技術と同表に掲げる地域である外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）は、法第二十五條第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第十八條の二第一項中「第十七條第二項」を「第十七條第三項又は第四項」に、「当該」を「これらの」に改める。

第二条 輸出貿易管理令の一部改正

（輸出貿易管理令の一部改正）

第一条に次の二項を加える。

3 別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物を別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする者は、法第四十八條第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

第二条第一項第一号の五中「第四條第二項第二号へ」を「第四條第三項第二号へ」に改める。

第四条第一項ただし書中「貨物」の下に「第二号ホに掲げる貨物を除く。」を加え、同項第一号中「及び第四号」を「から第五号まで並びに次項第一号及び第三号」に改め、同号イ中「第三号及び」を「第三号、第四号、次項第三号イ及び」に、「及び同号」を「第三号、第四号及び次項第三号イ」に改め、同項第三号中「二六の項」を「二六の項（一）に改め、（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合に於ては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも）を削り、同号ハ中「二において同じ」を「二、次号ハ及び二並びに次項第三号ロにおいて同じ」に改め、同項第四号中「別表第三」を「別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合に於ては、第三号のロ及び二のいずれの場合にも、又は同表に」に、「前号」を「同号」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一項を加える。

四 別表第一の一六の項（二）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合に於ては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第一条第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 外国向け仮陸揚げ貨物を輸出しようとするとき。
- 二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

- イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品
- ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの
- ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に對する制限を免除されているもの
- ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物
- ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの
- ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

- イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
- ロ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第五条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「若しくは第一条第三項の規定」を加える。

第八条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「及び第一条第三項の規定」を加え、「許可及び」を「許可並びに」に改める。

別表第一の一六の項を次のように改める。

一六	(一) 次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域(別表第三に掲げる地域を除く。)
	1 レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウオータージェット切断機械	
	2 金属加工用のマシンニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン	
	3 旋盤	
	4 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤	
	5 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械	
	6 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上げ盤、金切り盤、切断機その他加工機械	

7	レーザー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	
8	集積回路	
9	航空機並びに宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品	
10	羅針盤その他航行用機器	
11	物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多相度、膨張、表面張力その他これらの性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びマイクロトーム	
12	オンロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電氣的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器	
(二) 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、(明治四十四年法律第五十四号)別表第二五類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。		

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「外国為替令第十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改める。

財務大臣 加藤 勝信  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 内閣総理大臣 石破 茂

省令

〇外務省令第九号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

外務大臣 岩屋 毅

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令  
 研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。

別表（第一条関係）  
 一 大使館

区分	月別 月額																		
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号
アジア	1,365,700 円	1,354,700 円	1,343,700 円	1,332,700 円	1,321,700 円	1,310,700 円	1,299,700 円	1,288,700 円	1,277,700 円	1,266,700 円	1,255,700 円	1,244,700 円	1,233,700 円	1,222,700 円	1,211,700 円	1,200,700 円	1,189,700 円	1,178,700 円	1,167,700 円
大洋州																			
北米																			
中南米																			
欧州																			
中東																			
アフリカ																			

※ 在外公館名称位置線与法第十条により、在勤基本手当の月額が基本額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。





60号	61号	62号	63号	64号	65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	
円 716,700	円 705,700	円 694,700	円 683,700	円 672,700	円 661,700	円 650,700	円 639,700	円 628,700	円 617,700	円 606,700	円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700	
							イエイ					ハハ		キユーバ		フィラシ ワカワカ				
						エリリア キニア	コソ良 和園	スター 南スター	コソバ エ		コソ	モリ ニ	チル キチ	コト ソ	ソ カ	カ カ	セ カ		エ カ	モ ソ





一 総領事館

号別 月額	月額																				
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号
区分	1,365,700 円	1,354,700 円	1,343,700 円	1,332,700 円	1,321,700 円	1,310,700 円	1,299,700 円	1,288,700 円	1,277,700 円	1,266,700 円	1,255,700 円	1,244,700 円	1,233,700 円	1,222,700 円	1,211,700 円	1,200,700 円	1,189,700 円	1,178,700 円	1,167,700 円	1,156,700 円	1,145,700 円
ア ジ ア																					
大 洋 州																					
北 米																					
中 南 米																					
欧 州																					
中 東																					
ア フリ カ																					

※ 在外公館名称位置図総与法第十条により、在勤基本手当の月額が基本額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。











○経済産業省令第三十五号

外国為替令等の一部を改正する省令(令和七年政令第七十五号)の施行に伴い、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第六十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(許可の手続等)

第一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

- 一 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第四十八条第一項又は輸出貿易管理令(以下「令」という。)第一条第三項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者
- 別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通

- 二 令第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者
- 別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書(同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあつては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあつては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書)三通(経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通)

改正前

(許可の手続等)

第一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

- 一 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第四十八条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者
- 別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通

- 二 輸出貿易管理令(以下「令」という。)第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者
- 別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書(同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあつては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあつては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書)三通(経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通)

三 法第四十八条第一項又は令第一条第三

項の規定による輸出の許可及び令第二条

第一項の規定による輸出の承認(同項第

二号に係るものを除く。)を同時に経済産

業大臣に申請する者

別表第一の三で定

める様式による輸出許可・承認申請書

(同項第一号の三から第一号の八までの

いずれかに該当する場合にあつては、別

表第一の三の二で定める様式による輸出

許可・承認申請書)二通

2、4 (略)

(特別の許可及び承認の申請手続等)

第二条の二 経済産業大臣は、必要がある

ときは、次の各号に掲げる手続について、こ

の省令の規定にかかわらず、特別な手続を

定めることができる。

一 法第四十八条第一項若しくは令第一条

第三項の規定による経済産業大臣の許可

又は令第二条第一項の規定による経済産

業大臣の承認を受ける手続

二 (略)

三 法第四十八条第一項の規定による輸出

の許可及び令第二条第一項の規定による

輸出の承認(同項第二号に係るものを除

く。)を同時に経済産業大臣に申請する者

別表第一の三で定める様式による輸出

許可・承認申請書(同項第一号の三から

第一号の八までのいずれかに該当する場

合にあつては、別表第一の三の二で定め

る様式による輸出許可・承認申請書)三

通

2、4 (略)

(特別の許可及び承認の申請手続等)

第二条の二 経済産業大臣は、必要がある

ときは、次の各号に掲げる手続について、こ

の省令の規定にかかわらず、特別な手続を

定めることができる。

一 法第四十八条第一項の規定による経済

産業大臣の許可又は令第二条第一項の規

定による経済産業大臣の承認を受ける手

続

二 (略)

別表第一を次のとおり改める。

別表第一

輸出許可申請書

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第1号
主務庁庁	経済産業省

※許可番号	
※有効期限	

経済産業大臣殿  
 申請者  
 氏名又は名称  
 及び代表者の氏名  
 住所  
 申請年月日  
 電話番号

次の輸出の許可を { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 } の規定により申請します。

- 取引の明細
- (1) 買主名 住所  
 (2) 荷受人 住所  
 (3) 需要者 (貨物を費消し、又は加工する者) 住所  
 (4) 仕向地 経由地  
 (5) 商品内容詳細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第1 貨物番号	単 位	数 量	価 額	
					単 価	総 額
					計	計

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

※許可又は不許可

この輸出許可申請は、  
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項  
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 輸出貿易管理令第1条第3項  
 輸出貿易管理令第8条第2項 }  
 の規定により

許可	する。
許可	しない。
次の条件を付して	許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日 付  
 資 格  
 記名押印

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	積 積 数 量	送 次 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しない下さい。  
 (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。  
 (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」を記入して下さい。  
 (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別表第一の三を次のとおり改める。

別表第一の三

輸出許可・承認申請書

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第3号
主務官庁	経 済 産 業 省

経済産業大臣殿

※許可・承認番号	
※有効期限	

申請者  
 氏名又は名称  
 及び代表者の氏名  
 住所  
 申請年月日  
 電話番号

次の輸出許可・承認を { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 } 及び輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名 住所
  - (2) 荷受人 住所
  - (3) 需要者 (貨物を費消し、又は加工する者) 住所
  - (4) 仕向地 経 由 地
- (5) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	備 考		額
		別表第1 貨物番号	別表第2 貨物番号			単 価	総 額	
計								

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

※許可・承認又は不許可・不承認  
 この輸出許可・承認申請は、  
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 }  
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 }  
 { 輸出貿易管理令第1条第3項 }  
 { 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 }  
 { 輸出貿易管理令第8条第2項 }  
 の規定により  
 次の条件を付して 許可・承認  
 する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(裏 面)

税関開	税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 次 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (5) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日(令和七年十月九日)から施行する(経過措置)

2 この省令による改正後の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書については、当分の間、この省令による改正前の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書を取り継ぎ使用することができる。

○経済産業省令第三十六号

外国為替令等の一部を改正する政令(令和七年政令第百七十五号)の施行に伴い、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第十四条の二 輸出令別表第一の一六の項に掲げるものとする。	(新設)
一 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表(以下「関税率表」という)第八四・五六項、第八四・五七項、第八四・五八項、第八四・五九項、第八四・六〇項又は第八四・六一項に該当するもの	
二 関税率表第八五・二六項に該当するもの	
三 関税率表第八五・四二項(第八五四・二九〇号を除く)に該当するもの	
四 関税率表第八八〇二・六〇号、第八八・〇六項又は第八八・〇七項(第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る)に該当するもの	
五 関税率表第九〇一四・二〇号又は第九〇一四・八〇号に該当するもの	
六 関税率表第九〇二七・五〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三二号又は第九〇三〇・三九号に該当するもの	

附 則

(施行期日)

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日(令和七年十月九日)から施行する。

○経済産業省令第三十七号

外国為替令等の一部を改正する政令(令和七年政令第百七十五号)の施行に伴い、外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)の規定に基づき、並びに同令の規定を実施するため、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(許可の手續等)	(許可の手續等)
第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。	第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書	三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書
イ 法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十七条第二項若しくは第十八条第四項(役務取引に係るものに限る)の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者	イ 法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十八条第四項(役務取引に係るものに限る)の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者
ロ (略)	ロ (略)
三の二 令第十七条第三項又は第四項の規定により法第二十五条第三項第一号又は第二号に定める行為をすることについて許可の申請をする者 別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書	三の二 令第十七条第二項の規定により法第二十五条第三項第一号に定める行為をすることについて許可の申請をする者 別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書
四 (略)	四 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

第二十八条 外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税率表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

第二十八条 外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

(有効期間の延長の手續等)

第二条 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二、第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可の有効期間は、その許可をした日から六月とする。

255 (略)

(特別の許可の申請手續等)

第七条 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手續について、この省令の規定にかかわらず、特別な手續を定めることができる。

- 一 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二、第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手續
- 二・三 (略)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第十七条第三項及び第四項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

- 一 (略)
- 二 法第二十五条第一項又は令第十七条第二項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為
- 2 令第十七条第八項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。
  - 一 一六 (略)
  - 七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術であつて、輸出令別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物の

(有効期間の延長の手續等)

第二条 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二、第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可の有効期間は、その許可をした日から六月とする。

255 (略)

(特別の許可の申請手續等)

第七条 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手續について、この省令の規定にかかわらず、特別な手續を定めることができる。

- 一 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二、第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手續
- 二・三 (略)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第十七条第二項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

- 一 (略)
- 二 法第二十五条第一項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為
- 2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。
  - 一 一六 (略)
  - 七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術を内容

設計、製造又は使用に係るものを提供する。ことを目的とする取引のうち、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において居住者又は輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、口及び二のいずれの場合にも) 該当しないもの

イ・ロ (略)

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。二並びに次号ハ及び二において同じ。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

二 (略)

一六の項に掲げる技術であつて、輸出令別表第一の一六の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを提供する。ことを目的とする取引のうち、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において居住者若しくは輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、口及び二のいずれの場合にも、又は輸出令別表第三の二に掲げる地

とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(本邦又は外国(輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。)において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、口及び二のいずれの場合にも) 該当しないもの

イ・ロ (略)

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。二において同じ。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

二 (略)

ハ 削除

域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国において居住者若しくは輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ（その技術を提供した後その技術の提供を受けた者がその技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

九十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）

九十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）

に該当するものを提供する取引のうち、第七号イから二までのいずれにも（輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において提供される取引（販売されるものに限る。）若しくは輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国の非居住者に提供される取引）であつては、第七号ロ若しくは二のいずれにも、又は輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国において提供される取引（販売されるものに限る。）若しくは輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国の非居住者に提供される取引にあつては、第七号イ、ロ若しくは二のいずれにも該当しないもの

(一)・(二) (略)

ロ〜ハ (略)

十五・十六 (略)

3 (略)

(経済産業大臣に対する税関長の通知)

第十二条 税関長は、令第十八条の二第二項の規定により、速やかに、令第十七条第三項又は第四項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一〜三 (略)

四 前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号、令第十七条第三項又は第四項の規定による許可に係る許可番号その他税関長への輸出の申告に係る事項

に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供される取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供される取引にあつては、第七号イ、ロ及び二のいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供される取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供される取引）にあつては、第七号イから二までのいずれに該当するものを除く。

(一)・(二) (略)

ロ〜ハ (略)

十五・十六 (略)

3 (略)

(経済産業大臣に対する税関長の通知)

第十二条 税関長は、令第十八条の二第二項の規定により、速やかに、令第十七条第二項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一〜三 (略)

四 前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号、令第十七条第二項の規定による許可に係る許可番号その他税関長への輸出の申告に係る事項

別紙様式第3(第1条関係)

役員取引許可申請書

根拠法令 主務官庁	貿易関係貿易外取引 等に関する省令 経済産業省
--------------	-------------------------------

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
 及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
 住所・居所 \_\_\_\_\_  
 又は所在地 \_\_\_\_\_  
 担 当 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

申請年月日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

1. 取引の概要

- (1) 取引の相手方の氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- (2) 取引の相手方の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_
- (3) 役員取引期間 \_\_\_\_\_
- (4) 利用する者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- (5) 利用する者の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_
- (6) 役務の内容 \_\_\_\_\_

(7) 取引の相手方が技術情報を受領する場所 \_\_\_\_\_

2. 支払等の関係

- (1) (△支払、△支払の受領、△支払及び支払の受領)の別 \_\_\_\_\_
- (2) 支払等の金額 \_\_\_\_\_
- (3) 支払等の時期 \_\_\_\_\_
- (4) 支払等の相手方の氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- (5) 支払等の相手方の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_

許可する。しない。

下記の条件を付して許可する。

※上記申請は、  
 外国為替及び外国貿易法第25条第9項  
 外国為替及び外国貿易法第25条第9項の規定により  
 外国為替令第17条第2項の規定により  
 外国為替令第18条第4項の規定により  
 外国為替令第18条の3第2項の規定によ  
 り  
 外国為替及び外国貿易法第25条第9項  
 及び第67条第1項の規定により  
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 及び外国為替令第17条第2項の規定に  
 上り  
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 及び外国為替令第18条第4項の規定に  
 上り  
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 及び外国為替令第18条の3第2項の規定  
 により

条 件  
 経済産業大臣の記名押印 \_\_\_\_\_  
 資 格 \_\_\_\_\_  
 記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

注意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。
- 3 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 4 外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定による役員取引許可申請については「2. 支払等の関係」欄は記載する必要はない。
- 5 「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所(当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他)を記入すること。
- 6 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 7 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 8 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄

外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第5項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。

送金(又は受領)年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等 確認欄

別紙様式第3の2(第1条関係)  
別紙様式第3の2(第1条関係)

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経済産業省

### 特定記録媒体等輸出等許可申請書

経済産業大臣 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名  
住所・居所  
又は所在地  
担当者  
電話番号

申請年月日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

#### 輸出等の概要

- (1) 取引の相手方の氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- (2) 取引の相手方の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_
- (3) 特定記録媒体等の仕向地又は技術情報が受信される外国 \_\_\_\_\_
- (4) 技術の内容 \_\_\_\_\_
- (5) 特定記録媒体等の種類又は国外技術送信の手段 \_\_\_\_\_

許可する。しない。

外国為替令第17条第3項・第4項の規定により

※上記申請は、  
外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第17条第3項・第4項の規定により

下記の条件を付して許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

資格

記名押印

(裏面)

注意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 「取引の相手方」についての欄は、取引の相手方が確定していない場合は予定されている相手方を、具体的に予定されていない場合は「未定」と記入すること。
- 3 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 4 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 5 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とする。

税関の記載欄

税関申告番号	特定記録媒体等の種類	積出港	通関年月日	税関記名押印

別紙様式第6の2を次のとおり改める。

別紙様式第6の2（第1条の2関係）

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経済産業省

役 務 取 引 許 可 証  
 許可番号  
 有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印	資格
日付	記名押印

1. 申請者  
 名称 申請年月日 役職  
 住所 住所 氏名  
 担当者氏名 電話番号 部署名  
 電話番号
2. 取引の概要  
 契約相手氏名 住所

利用者氏名 住所  
 該当項番 外為令※1別表項番  
 貨物等省令※2項番

技術内容  
 提供方法  
 提供数量  
 有償無償の別  
 支払等金額  
 支払等時期  
 支払人等氏名  
 住所  
 取引の相手方  
 が技術情報を  
 受領する場所

(A)支払、B)支払の受領、C)支払及び支払の受領)の別  
 建植 貨物代金への挿入の有無

備 考

※1 外国為替令 ※2 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定  
 に基づき貨物又は技術を定める省令

附 則

(施行期日)

1 この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。  
 (経過措置)

2 この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式3及び別紙様式3の2による申請書については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式3及び別紙様式3の2による申請書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三十八号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げる	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

附 則

(施行期日)

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第三十九号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を次のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第一百一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借	外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借

又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、当該取引に関する契約書若しくは当該取引を行うおととする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、当該取引に関する契約書若しくは当該取引を行うおととする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

附則

(施行期日)

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第四十号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

令和七年四月九日

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第四条第一項第三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲

物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるおととする。ただし、別表に掲げる場合を除く。

一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

(新設)

- 一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。
- 二 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の

(新設)

ける貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）

三| その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）

(削る)

(削る)

(新設)

一| 当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

二| 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三| 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

四| 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

五| 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

六| 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

七| 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

八| 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

九| 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十| 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十一| 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十二| 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十三| 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

十六 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合

(削る)

十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

別表

一 当該輸出貨物を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

イ (略)

ロ・ハ (略)

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

別表

(新設)

二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う場合

一 (略)

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
- 八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
- 九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
- 十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
- 十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
- 十二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合
- 十三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合
- 十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合
- 十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

- 十六 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合
- 十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合
- 十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合
- 十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために貨物の輸出を行う場合
- 二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

附 則

(施行期日)  
この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日(令和七年十月九日)から施行する。

○経済産業省令第四十一号  
 外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和七年四月九日  
 輸出者等遵守基準を定める省令（平成二十一年経済産業省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>第四条</b> 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第八項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出を行うに当たつては、第一条第二号イからリまでの規定は、適用しない。</p>	<p><b>第四条</b> 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出を行うに当たつては、第一条第二号イからリまでの規定は、適用しない。</p>

附則  
 （施行期日）  
 この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

法規的告示

○経済産業省令第五十四号  
 外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第八十号（輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。  
 令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。      1 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第三項に基づく輸出の許可を受けた貨物      2 輸出貿易管理令第二条第一項に基づく輸出の承認を受けた貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。）</p>	<p>一 輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。      1 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項に基づく輸出の許可を受けた貨物      2 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第一項に基づく輸出の承認を受けた貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。）</p>

○経済産業省令第五十五号  
 外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正する。  
 令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定める。      なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びヘの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。      一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から9までの項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）      1 9 (略)      10 外国の軍隊その他これに類する組織が自衛隊と実施する訓練に用いるために持ち込んだ貨物であつて、当該訓練中又はその終了後に輸出するもの（我が国が締結した条約を履行するために許可を要するものを除く。）</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。      なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びヘの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。      一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）      1 9 (略)      (新設)</p>

附則  
 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号の改正規定以外の改正規定については、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省告示第五十六号  
 外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九号第二項第七号イ及び第八号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。</p> <p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合</p> <p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合</p> <p>一 (略)</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三 (略)</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九号第一項第四号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第一項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十二年通商産業省告示第七百四十八号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。</p> <p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合</p> <p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合</p> <p>一 (略)</p> <p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三 (略)</p>

○経済産業省告示第五十七号  
 外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百六十号（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等を次のように定める。</p> <p>経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等</p> <p>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等</p> <p>一 (略)</p>	<p>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等</p> <p>輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等</p> <p>一 (略)</p>

<p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三（略）</p>	<p>二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三（略）</p>
---	--

○経済産業省告示第五十八号  
 外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、平成十六年経済産業省告示第七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。  
 令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正後        輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定める。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物        輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。        一〜三十六（略）</p>	<p>改正前        輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項及び別表第七の六の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十六年五月十七日から施行する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物        輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。        一〜三十六（略）</p>
---	--

○経済産業省告示第五十九号  
 外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第七十五号）の施行に伴い、平成二十年経済産業省告示第八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。  
 令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正後        貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、経済産業</p>	<p>改正前        貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号の二ハ及び第四号ハの規定に基づき、経済</p>
---	---

大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとす。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。

産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成二十年十一月一日から施行する。

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

（新設）

一 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が輸出令別表第一の一

の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人（以下「相手方等」という。）から連絡を受けたとき。

二 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）。

三 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）。

(新設)

一 当該技術を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行おうとする者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者又はこれらの代理人から連絡を受けている場合

(新設)

(削る)

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合

七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合

八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合

九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合

十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合

十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合

十二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

十三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

十六 武力攻撃事態及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合

(削る)

十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

(削る)

別表一

一 当該技術を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行おうとする者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨相手方等から連絡を受けている場合  
イ (略)  
ロ・ハ (略)

(1)

(2)

(略)

二

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

三

自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

四

自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全保障に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために役務の提供を行う場合

別表

(新設)

一 (略)

1・2 (略)

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合
- 六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合
- 七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合
- 八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合
- 九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合
- 十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合
- 十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合
- 十二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために役務の提供を行う場合
- 十三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために役務の提供を行う場合
- 十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために役務の提供を行う場合

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

- 十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合
- 十六 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合
- 十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合
- 十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために役務の提供を行う場合
- 十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む)の用に供するために役務の提供を行う場合
- 二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために役務の提供を行う場合

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

<p>別表二</p> <p>一 その取引に関し、相手方等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の取引を行うおとする者が入手した文書等</p> <p>二 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行うおとする者がその内容を確認した文書等</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

○経済産業省告示第六十号  
 外国為替令等の一部を改正する政令(令和七年政令第七十五号)の施行に伴い、平成二十二年経済産業省告示第九十三号(外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等)の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。  
 令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 (傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p> <p>別表第二(第二号の二から第二号の六関係)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術(プログラムのうちソースコードのものを除く)であつて、以下のいずれかに該当するものを提供する取引</p> <p>イ 貨物の輸出において、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)以下「輸出令」という。第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したものの又は輸出令第四条第三項の規定が適用されるものうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴つてする取引において提供されるもの</p> <p>四 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>別表第二(第二号の二から第二号の六関係)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術(プログラムのうちソースコードのものを除く)であつて、以下のいずれかに該当するものを提供する取引</p> <p>イ 貨物の輸出において、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)以下「輸出令」という。第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したものの又は輸出令第四条第二項の規定が適用されるものうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴つてする取引において提供されるもの</p> <p>四 (略)</p>
---	---

<p>改正後</p> <p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に出国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に出国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に出国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十四年七月十九日から施行する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に出国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
--	---

○経済産業省告示第六十一号  
 外国為替令等の一部を改正する政令(令和七年政令第七十五号)の施行に伴い、平成二十四年経済産業省告示第六十七号(輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に出国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの)の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。  
 令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治  
 (傍線部分は改正部分)

○経済産業省告示第六十二号  
 外国為替令等の一部を改正する政令(令和七年政令第七十五号)の施行に伴い、平成二十九年経済産業省告示第二百六十三号(輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項(一)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの)の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。  
 令和七年四月九日  
 経済産業大臣 武藤 容治

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三十七十八号)第四条第三項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項(一)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。</p> <p>なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号(輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの)は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第三項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項(一)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三十七十八号)第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項(一)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から施行する。</p> <p>なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号(輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの)は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項(一)に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」という。)第九条第二項各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する取引</p>	<p>改正前</p> <p>イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」という。)第九条第二項各号(第七号を除く。)のいずれかに該当する取引</p>

○経済産業省告示第六十三号  
貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第七十八号(貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づき重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行う者)に報告を求め事項)の一部を次の表のように改正する。  
令和七年四月九日  
経済産業大臣 武藤 容治  
(傍線部分は改正部分)

<p>ロ 専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であつて、省令第九条第二項第七号ロ若しくは二又は第八号ロ若しくは二に規定するおそれが少ないことが明らかなるもの</p> <p>二 この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくは二又は第八号ロ若しくは二に規定するおそれが生じる技術であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの</p> <p>(一) (五) (略)</p> <p>(六) 巨大磁気抵抗効果又はトンネル磁気抵抗効果を利用するセンサーにおける、当該巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を生ずる素子、当該素子周辺の磁気回路又は当該磁気回路を制御するための構成物(当該素子と一体となっているものに限る。)の設計又は製造に係る技術</p> <p>ロ (二) (略)</p> <p>ホ 金属製品の製造に用いられるもの設計又は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの</p> <p>(一) スポンジチタンの製造に係る技術(マグネシウム還元法により塩化チタンからチタンを分離する工程において圧力若しくは温度を制御する技術又は当該チタンを破碎し梱包する工程に係る技術に限る。)</p> <p>ハ 蓄電池及びその製造に用いられるもの設計又は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの</p>
---

<p>ロ 専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であつて、省令第九条第二項第七号ロ又は二に規定するおそれが少ないことが明らかなるもの</p> <p>二 この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ又は二に規定するおそれが生じる技術であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であつて、次に掲げるもの</p> <p>(一) (五) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (二) (略)</p> <p>(新設)</p>
--

(一) リチウムイオン電池の正極集電体又は負極集電体と活物質等を固定又は結合させる目的で使用される物質(ポリフッ化ビニリデン、スチレンブタジエンゴム又はポリアクリル酸を主成分とするものに限り)の設計又は製造に係る技術

(二) リチウムイオン電池の材料として使用される硫化物固体電解質であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術

1 当該硫化物固体電解質がガラス状態の場合にあつては、室温下でリチウムイオン伝導度が〇・一ミリジーメンス毎センチメートル以上のもの

2 当該硫化物固体電解質が結晶化ガラス状態又は結晶化状態の場合にあつては、室温下でリチウムイオン伝導度が一ミリジーメンス毎センチメートル以上のもの

(三) リチウムイオン電池のセパレータの製造に用いられる二軸押出機の部分品のうち、スクリーン構成の設計又は製造に係る技術

附 則

この告示は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日(令和七年十月九日)から施行する。ただし、第二号の改正規定(イ(六)、ホ及びへを加える改正規定に限る)については、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

そ の 他 告 示

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号)第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

令和七年四月九日

内閣総理大臣 石破 茂

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日から北朝鮮籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を、また、

平成二十八年二月二十日から、外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く)のうち、同年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたものの入港を禁止する措置を、同年四月二日から、国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という)に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く)であつて、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(北朝鮮籍の全ての船舶及び同年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認された外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く)を除く。以下「関連決定等」に基づき凍結等の措置の対象とされた船舶」という)の入港を禁止する措置を、同年十二月十日から、日本の国籍を有する船舶のうち、同年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの(関連決定等に基づく凍結等の措置の対象とされた船舶を除く)の入港を禁止する措置をそれぞれ実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号)第三条第三項に基づき、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について(平成十八年十月十三日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成十八年十月十三日閣議決定)、「特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について(平成十九年四月十日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十年四月十日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十一年四月十日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十二年四月九日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十三年四月五日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十四年四月三日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十五年四月五日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十七年三月三十一日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十八年二月十九日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十八年四月一日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十八年四月九日閣議決定)、「特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について(平成二十八年十二月九日閣議決定)」、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成二十九年四月七日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成三十年四月九日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成三十一年四月九日閣議決定)、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成三十二年四月七日閣議決定)により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」(平成十八年七月五日閣議決定)の一部を次のとおり変更する。

「四 入港禁止の期間」中「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に改める。



語 事 項

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第1714号**

東京都杉並区梅里2丁目37-2-202  
債務者 清水 莉保

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桃尾 俊明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1719号**

東京都江戸川区西小岩3丁目27-14-105  
債務者 津田 叙行

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大宅 達郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1775号**

東京都大田区羽田2丁目3-1-205  
債務者 数原 里穂

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田耕次郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第210号**

横浜市旭区二俣川1丁目2番地1 ライオンズステーションプラザ二俣川516号  
債務者 半谷 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小嶋 愛斗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月28日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第20号**

岩手県北上市和賀町後藤12地割32番地  
債務者 池田 興喜

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森崎 信介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
盛岡地方裁判所花巻支部

**令和7年(フ)第1644号**

東京都八王子市上柚木3丁目16-1-803  
債務者 千葉 広勝

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高谷 寛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1695号**

東京都新宿区西新宿6丁目20-7-2712  
債務者 阿部仁依奈

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木友紀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1727号**

東京都北区十条仲原2丁目14-19-530  
債務者 石郷 美宙

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 景山 甲悦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1731号**

東京都港区新橋6丁目23-7-402  
債務者 原 瞳美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北西 裕司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1733号**

東京都足立区入谷1丁目2-12-502  
債務者 西川 沙怜(旧姓久松)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 武之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1736号**

東京都北区豊島8丁目15-26-203 エスペランサ11  
債務者 加藤 陸

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五明 豊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1737号**

東京都板橋区前野町5丁目47-4-202  
債務者 鈴木 卓

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 正明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1744号**

東京都足立区千住龍田町1-5-203  
債務者 桑原 隆史

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 夏樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1764号**

東京都江東区大島4丁目13-14  
債務者 斎藤 德行

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉田 英史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1779号**

東京都杉並区高井戸西1丁目5-57 イーストたちばな1B  
債務者 金城佐由美こと カナグスク タナカカレン サユミ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 厚徳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1780号**

東京都新宿区西新宿7丁目22-31-503  
債務者 横道 孝志

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1783号**

東京都羽村市神明台1丁目28-3-205  
債務者 中本 純一

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石橋 武征
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1806号**

東京都中野区本町4丁目4-7-101  
債務者 柳井 暁

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 嵩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1825号**

神奈川県横浜市磯子区岡村8丁目21-19-801  
債務者 大森 昭彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中谷 達也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月29日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1648号**

東京都板橋区高島平7丁目27-3-203  
債務者 武井 玲子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中谷 仁亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1652号**

東京都東村山市久米川町2丁目31-6-303  
債務者 篠原 将光

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網藤 明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1653号**

東京都千代田区神田紺屋町6番地 河野第一ビル4F  
債務者 増田 和信

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高野 紘輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1691号**

東京都大田区蒲田1丁目29-15-201  
債務者 佐仲 勇

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹下 茂臣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1710号**

埼玉県新座市野火止1丁目13-26-603  
債務者 酒井遼太郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田代 康城
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1711号**

東京都三鷹市中原1丁目6-15-204  
債務者 松村 陽二

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 剛士
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1734号**

東京都中野区上高田3丁目1-10-203  
債務者 神村 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南波 耕治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1739号**

東京都江戸川区平井3丁目30-2-409  
債務者 陳 騁

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐古麻衣子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1741号**

東京都八王子市中野上町3丁目27-10 KハウスII 102  
債務者 須藤 由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀田 治男
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1742号**

東京都台東区柳橋1丁目3-5-404  
債務者 番山 功喜

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩原 勇
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1743号**

東京都北区岸町2丁目8-11-102  
債務者 並木 拓磨

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山裕二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1752号**

東京都練馬区豊玉上2丁目5-7-617  
債務者 久我 正宏

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎 文裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1781号**

東京都大田区仲六郷4丁目2-12-306  
債務者 田村 昇

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 智史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1786号**

東京都足立区足立3丁目27-1-1102  
債務者 石山 豪(旧姓黒瀬)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加賀山 瞭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時

- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1809号**

東京都練馬区富士見台4丁目3-31-203  
債務者 畑中 春也

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉田 徹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1830号**

東京都葛飾区堀切2丁目12-1-101  
債務者 麻野 仁史

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川端 克俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第88号**

東京都武蔵村山市三ツ藤1丁目11番地の3  
債務者 比留間芳子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 穂積 剛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月3日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第163号**

川崎市高津区北野川3番26号 グリーンヒル  
青木 202

- 債務者 リ・ビルドこと 中林 昇平

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第51号**

栃木県鹿沼市みなみ町12番地8 ビレッジハウス奈良部 2-307、前住所栃木県鹿沼市

油田町479番地1  
債務者 齋藤雄一朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 呉 国峰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第1646号**

東京都板橋区本町38-7-602  
債務者 金丸 琢哉

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 布川 博良
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1651号**

東京都中野区中野3丁目22-8-206  
債務者 佐藤 智子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 眞記
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1709号**

東京都江戸川区松江7丁目21-13-201  
債務者 小林 美加

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸門 大祐
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第894号**

千葉県柏市中原2丁目3番2号 リヴェール

パールA-205号、前住所千葉県柏市中原2丁目5番1-313号  
債務者 西村 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金谷 紀雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月9日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第78号**

千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷4丁目3番37号(ハッピーバード2-102号室)

債務者 小池 俊行

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松澤 英司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月9日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第82号**

千葉県松戸市東松戸4丁目9番地の7  
債務者 大塚 均

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 保田 優木
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月9日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第99号**

千葉県野田市中戸123番地  
債務者 中村 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今野 遼
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月9日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第1645号**

東京都板橋区中台1丁目27-8-106  
債務者 波多野侖海

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀧村 亮太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1654号**

東京都品川区南大井5丁目1-1  
債務者 森 亜希子(旧姓秦)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村松 遼
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前11時

- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1665号**

神奈川県川崎市幸区古市場1748番地2 フ  
ロール川崎古市場1番館303  
債務者 増田 太一

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1669号**

東京都荒川区東尾久3丁目5-8 リード東  
栄2 102  
債務者 横山 泰徳

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 謙司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1817号**

東京都大田区池上3丁目25-6 ハイタウン  
池上N〇3 303  
債務者 深津美矢子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西ヶ谷尚人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第191号**

東京都町田市能ヶ谷4丁目2番10号カーサ鶴  
川303  
債務者 岩田 隆法

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石原 智明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第106号**

千葉県鎌ヶ谷市初富本町1丁目10番21号(モ  
ンシェリ-高橋101)  
債務者 山口 裕

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 要介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第108号**

千葉県柏市豊四季710番地127 サマックスエ  
クシード103号  
債務者 大川 宗浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大津 郁雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第109号**

千葉県松戸市新松戸1丁目253番地 ニュー  
松戸コーポE棟602号  
債務者 野中 清

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 悠里
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第1693号**

東京都大田区下丸子2丁目30-7-105  
債務者 酒井 龍

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宗像 玲樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1803号**

東京都足立区加平2丁目4-7 みどり荘  
債務者 湯浅 一志

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 亨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1657号**

東京都三鷹市中原1丁目2-22-205  
債務者 松田 政紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松元 優季
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1659号**

東京都葛飾区柴又6丁目25-7 トーキョー  
ベータ柴又7 210  
債務者 城間 匠

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 應本 健
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1732号**

埼玉県川口市東本郷1729-97、住民票上の住所  
東京都足立区舎人1丁目10-2  
債務者 川合 政夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米林 清
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1735号**

東京都目黒区大橋1丁目3-6-907  
債務者 露崎 真司

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川井 一将
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1816号**

東京都品川区西大井3丁目16-8-101  
債務者 高祖 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大迫恵美子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第122号**

千葉県松戸市高塚新田494番地の10 梨香台  
団地8棟302号、前住所千葉県松戸市牧の原  
435番地の24 牧の原公団住宅1街区10棟201  
号  
債務者 遠藤 真実

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芦部勇一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第128号**

千葉県柏市東中新宿3丁目28番8号 レオパ  
レスサンレモンII-103号  
債務者 奈良 賢治

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾光二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第132号**

千葉県松戸市五香西2丁目3番地の34  
債務者 佐藤 充泰

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 純一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第172号**

千葉県流山市平和台5丁目36番地の31  
債務者 三澤 透

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 眞一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午前10時50分

- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第173号**

千葉県流山市平和台5丁目36番地の31  
債務者 三澤昭允こと WANG L INSH  
UANG 王 琳双

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 眞一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第196号**

千葉県松戸市日暮6丁目5番地 エスポワ  
ール八柱702号、前住所千葉県安房郡鋸南町下  
佐久間3550番地の1  
債務者 黒川要一郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩原 得誉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第1668号**

東京都渋谷区神宮前3丁目13-19-005  
債務者 鯨島 巧

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 俣野 紘平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1699号**

東京都江東区東陽1丁目34-12-801  
債務者 内堀 亘之

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤美海子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1748号**

東京都江東区大島1丁目10-9 第二ホー  
ユービル101  
債務者 望月 大寛

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川端 啓之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第66号**

千葉県八街市八街に449番地186  
債務者 河井 和秀

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月1日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(フ)第547号**

川崎市多摩区生田2丁目7番18号 あばると  
かやま 202  
債務者 杉本亜希子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 志帆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第173号**

川崎市川崎区旭町2丁目7番1号  
債務者 宮坂 謙一

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 楠田 真司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第176号**

川崎市幸区小倉3丁目22番26号  
債務者 工藤 敏文

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 友也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第189号**

川崎市中原区中丸子478番地 グレース 101  
債務者 柴山 祥也

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩永 和大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第59号**

静岡県袋井市堀越2丁目12番地の1  
債務者 村田三千夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢田 宗介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月1日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日午後1時30分

- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第46号**

富山県高岡市滝新21番地1 志貴野長生寮  
債務者 山下 春美  
法定代理人保佐人 蓑 健太郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 隆慎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午前10時35分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
富山地方裁判所高岡支部

**令和6年(フ)第307号**

静岡県富士市今泉2843番地の6 マーキュリーⅡ-105号、前住所静岡県富士市今泉3243番地の1 クレール今泉A-102号  
債務者 須田 卓二

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長橋 順
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
静岡地方裁判所富士支部

**令和7年(フ)第38号**

静岡県富士宮市内房3091番地の3  
債務者 中原 純哉

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北舘 篤広
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
静岡地方裁判所富士支部

**令和7年(フ)第1505号**

東京都大田区下丸子4丁目20-14-112  
債務者 黒川みどり

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 閑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1697号**

東京都小平市小川町1丁目801-85-105  
債務者 稲田 徹

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上松 真林
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第198号**

千葉県松戸市高塚新田123番地の2 高塚団地2街区4棟402号  
債務者 鈴木 光一

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川裕一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第213号**

千葉県柏市あけぼの5丁目4番35-1015号  
債務者 齊藤由加子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾光二郎

4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月30日午前10時

- 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第1629号**

東京都大田区大森北1丁目21-6-8B  
債務者 河野 隆之

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 紘明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1638号**

東京都杉並区桃井3丁目7-2-904  
債務者 上川 真央

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松原 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1685号**

東京都葛飾区白鳥4丁目6-1-224  
債務者 針生 瑞希

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 品谷 圭佑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1694号**

東京都新宿区早稲田町83-4-203

債務者 古殿 涼

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市原 章久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1721号**

東京都世田谷区砧4丁目13-20 小池荘6号

債務者 長谷川まさえ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒羽 倫子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1680号**

東京都江戸川区南葛西4丁目12-5-701

債務者 山下 真生

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安齋 瑠美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1689号**

東京都板橋区赤塚7丁目13-29-106

債務者 吉田 英彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前川 理佐
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1807号**

東京都江戸川区西葛西2丁目9-19-203

債務者 成澤 陽子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三崎 高治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1740号**

東京都新宿区高田馬場1丁目5-19-1001

債務者 大野 海輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関口 政貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1789号**

東京都北区東十条1-11-8-202、住民票

上の住所東京都北区神谷1丁目31-4 坂田

方1階

債務者 安 永珠

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 祥恵
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1640号**

東京都世田谷区奥沢5丁目11-9-203

債務者 岩井真之介

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本村 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日午前10時30分

- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1692号**

東京都北区王子5丁目19-5-308

債務者 柴田 愛

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥富 健
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1707号**

東京都葛飾区奥戸5丁目20-17-206

債務者 久保木嘉久

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日向 一仁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第28号**

群馬県沼田市西原新町甲103番地

債務者 田村 伸行

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 守永
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**令和6年(フ)第58号**

滋賀県長浜市新庄中町173番地3 松風荘

201号室、前住所滋賀県長浜市八幡中山町

1296番地1 K-ARK4 301号室

債務者 武内 雅章

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 明宏

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
大津地方裁判所長浜支部破産係

**令和7年(フ)第143号**

兵庫県西宮市江上町8番12-401号

債務者 原 優斗

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 徳山 育弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第105号**

岡山県倉敷市林253番地1 サンフェリー

チェ 101、旧住所岡山市南区西高崎76番地

59

債務者 前田 佑也

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐樋 玲子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第893号**

広島県東広島市志和町志和西2165番地2

債務者 増野 和博

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 朋矢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第111号**

広島市安佐南区長東西2丁目19番12号

債務者 内藤 聡

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅谷 英美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第117号**

熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目2番28-105号 サングローリー津久礼  
債務者 石井 利枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山長 浩徳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第28号**

山形市江南2丁目12番19号 ハイム・ロアール 203号  
債務者 川口 直美

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅原 謙
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第42号**

高知市北久保15番20号 モルティ・メゾン I-202  
債務者 岩田 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 真帆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
高知地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第125号**

宮城県大崎市古川小泉字大小451番地12、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字短台5番地4  
債務者 佐藤 由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富田 成人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和6年(フ)第568号**

神戸市兵庫区松原通2丁目2番10号  
債務者 西嶋 玲奈 (旧姓杉本)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 淳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第1065号**

神戸市東灘区岡本2丁目9番30号 206号、従前の住所兵庫県伊丹市中央2丁目1番1号 魚間屋まる吉2階  
債務者 魚間屋まる吉こと 宮部 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 美夏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第1179号**

神戸市東灘区本庄町2丁目9番21-704号  
債務者 道野 空

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 康博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第90号**

神戸市中央区海岸通2丁目1番1-705号  
債務者 爽快館こと 伊藤 環

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 吾郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第137号**

神戸市垂水区福田2丁目1番3-106号、従前の住所神戸市垂水区東垂水3丁目4番31号、神戸市垂水区乙木2丁目6番3号  
債務者 岩崎 宏仁

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野田 健人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第150号**

神戸市長田区六番町8丁目3番地の2 カサベラセントラルプラザ長田402号  
債務者 三寶 佳祐

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀内 雄樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第26号**

徳島県吉野川市山川町町278番地1  
債務者 宮本 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 正成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第74号**

佐賀市与賀町3番17号  
債務者 澤 芳直

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第6号**

鹿児島市下荒田1丁目37番27号 メゾン・ド・プリエール401号  
債務者 未満 貞豪

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下之藪優貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第43号**

兵庫県明石市本町1丁目4番16号 グループホームT a i 301号、住所兵庫県明石市本町1丁目4番16号 グループホームT a i 401号  
債務者 吉永 隆志  
成年後見人 後藤 崇

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 幸子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第364号**

埼玉県鴻巣市東4丁目5番47-205号 ガーデンストリーム鴻巣1番館  
債務者 金子 恭子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武士 清哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第141号**

静岡県駿河区丸子3861番地の1  
債務者 高橋 克也

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北上 紘生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第569号**

兵庫県尼崎市大庄西町1丁目31番20号202  
債務者 Quantum Labこと 山田裕紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾藤 寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和6年(フ)第760号**

熊本市東区石原2丁目4番5号 コーポ夢空館201号

債務者 出来 滝子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 則子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第83号**

熊本県上天草市大矢野町中11444番地8 コスモハイツ3-2号

債務者 西山 清

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 恭令
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(フ)第2751号**

神奈川県大和市上草柳177番地3 コアクレスト上草柳Ⅲ-209号

債務者 高野 愛(旧姓高橋)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内山 浩人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第17号**

新潟県長岡市要町1丁目9番39号、前住所新潟市秋葉区善道町2丁目10番30号

債務者 渡邊 信幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 弘和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第51号**

熊本市中央区水前寺5丁目24番7号 place水前寺704

債務者 緒方 麻純

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 陽介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第79号**

熊本市中央区大江4丁目11番15号 アヴニール大江208

債務者 三城 光子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北條 将人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第414号**

愛知県小牧市大字大山180番地

債務者 栗原 浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中田 智之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第152号**

栃木県小山市駅東通り2丁目10番12号 グランエスト小山103号室、前住所栃木県小山市城山町2丁目2番3号 協栄マンション小山802号

債務者 川島 健太

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海老原 輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第165号**

栃木県宇都宮市駒生町1721番地 レオパレスアルエット 202、前住所栃木県栃木市泉町11番2号

債務者 松本 修

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 雅之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第142号**

神奈川県愛甲郡愛川町中津680番地の6

債務者 渡邊 信也

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 志保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第203号**

堺市中区毛穴町312番地1 メゾン・ファミーユII101号

債務者 三船 湧稀

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西河 英士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第22号**

栃木県小山市乙女59番1番イーストハイツC棟201、住民票上の住所山口市八幡馬場46番地

債務者 永田 明男

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 圭介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後3時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第104号**

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目1番地19、前住所山口県宇部市西宇部北5丁目10番24号

債務者 上前 隼人

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 衆介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和7年(フ)第24号**

福岡県行橋市大字稲童3841番地25

債務者 岩本 学

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水島 達哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和7年(フ)第78号**

鹿児島市玉里団地3丁目47番1号 ビレッジハウス玉里1号棟503号、前住所鹿児島市玉里団地3丁目47番1号 ビレッジハウス玉里1号棟504号

債務者 山田奈都貴

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田代 幸嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和6年(フ)第1770号**

さいたま市大宮区土手町2丁目53番地 アップヒルズ301

債務者 佐瀬 勝也

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 浩一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第37号**

愛知県豊橋市牟呂町字東里15番地 レフィアントI T O105号室

債務者 高崎 恭佑

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥田 綾一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和6年(フ)第4586号**

大阪市西成区天下茶屋北2丁目3番18号 天北アパート 2号

債務者 中村 広樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 洋希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第459号**

大阪府高槻市原1334-3、住民票上の住所大阪府高槻市唐崎中2丁目6番22号

債務者 泉原 圭一

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川間 亮佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第295号**

札幌市豊平区平岸4条7丁目8番6-201号

債務者 武田 菊雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 加弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第296号**

札幌市豊平区平岸4条7丁目8番6-201号

債務者 武田 容子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 加弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第9号**

岐阜県可児市若葉台1丁目37番地

債務者 朝永 隆盛

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間良直
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和7年(フ)第199号**

堺市西区鳳西町2丁目18番地10 アドラプール鳳302号

債務者 角 清

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 泉田 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第200号**

堺市西区鳳西町2丁目18番地10 アドラプール鳳302号

債務者 角 典子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 泉田 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第165号**

埼玉県狭山市狭山台1丁目17番地の2

債務者 江原 恵子(旧姓阪口)

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 染谷 俊紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第419号**

名古屋市北区喜惣治2丁目102番地の1

債務者 佐谷 勇市

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大口 悠輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第25号**

新潟県長岡市上除町1151番地36

債務者 栗林 英明

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和泉 洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第37号**

新潟県柏崎市柳橋町6番30号

債務者 丸田 倉三

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五十嵐 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第38号**

新潟県柏崎市柳橋町6番30号

債務者 丸田 澄子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五十嵐 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第18号**

名古屋市中区平和2丁目10番18号 サムティ東別院RESIDENCE102号

債務者 田崎ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅井 峻也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第83号**

名古屋市中村区栄生町16番28号 NK栄生306号、従前の住所名古屋市長白区植田山2丁目101番地 名古屋市植田寮

債務者 兵藤 元朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川瀬 麻絵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第385号**

愛知県愛知郡東郷町和合ヶ丘2丁目7番地6

債務者 長尾 豊樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 裕子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第27号**

山口市湯田温泉1丁目5番5号 A203、前住所山口市黄金町9番6号  
債務者 西村 一志

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村 和明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第13号**

北海道岩見沢市北1条西3丁目2-7 コングラゲート201号室、住民票上の住所札幌市豊平区美園10条7丁目3番1-106号  
債務者 有田 長吏

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西脇 崇晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(フ)第783号**

大阪市淀川区新高6丁目6番3号  
債務者 土田 匠馬

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀 圭吏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第12号**

長野県佐久市長土呂783番地 ブルームヒル佐久平101号  
債務者 相馬 健太

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀内 優香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで  
長野地方裁判所佐久支部

**令和7年(フ)第591号**

大阪市東成区大今里西3丁目13番18-702号  
債務者 副島 博明

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 大成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第36号**

山口県美祢市美東町長田2221番地3  
債務者 森重三枝子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村川 智一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第19号**

島根県雲南市三刀屋町給下377番地1 コーポソラ1 107  
債務者 藤原 浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永野 茜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
松江地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第21号**

長野県茅野市宮川1439番地11  
債務者 藤澤 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥川 秀司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
長野地方裁判所諏訪支部

**令和6年(フ)第740号**

栃木県下野市薬師寺3311番地191 教職員住宅 南北棟102号  
債務者 徳山 剛士

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 純

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第160号**

栃木県河内郡上三川町大字西汗1212番地3、前住所東京都台東区池之端2丁目6番11-302号 ビレッタ池之端  
債務者 上里 愛子(旧姓石浜)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南里 昌裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和6年(フ)第45号**

長野県上田市大屋291番地4 ミニョンホア203号  
債務者 坂口 孝之

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒川 光広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
長野地方裁判所上田支部

**令和6年(フ)第757号**

埼玉県春日部市大場256番地14  
債務者 福田 哲雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 由紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第132号**

栃木県鹿沼市上野町110番地1  
債務者 土田 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊田 毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第177号**

大阪市住吉区南住吉1丁目3番6-209号、前住所大阪府住吉区帝塚山東1-7-19松寿庵301  
債務者 萬野 裕之

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩路 広海
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

**令和7年(フ)第29号**

北海道北見市大正60番地51 ウォームス102号  
債務者 菊地 紘平

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和7年(フ)第33号**

北海道北見市北進町1丁目10番1-32号  
債務者 金久恵子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和7年(フ)第353号**

さいたま市北区本郷町239番地2 プライツンハイツ103  
債務者 菊池 陽子(旧姓吉田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第360号**

埼玉県川口市大字里315番地 サトダイイチ  
コーポ205  
債務者 中村 透

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第94号**

埼玉県八潮市大字垢132番地1 espoi  
r 式番館 203  
債務者 西尾 翼

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第130号**

埼玉県入間郡越生町大字越生684番地2 ス  
テラガーデン越生203、前住所埼玉県川越市  
大字上戸289番地4 (ピアマイン勝山207号  
室)  
債務者 谷平 一豪

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第141号**

埼玉県入間市大字仏子423番地1 レオネク  
スト スピネル101  
債務者 中園 健太

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第175号**

埼玉県坂戸市東坂戸1丁目11番103号  
債務者 佐藤 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第179号**

埼玉県鶴ヶ島市大字下新田621番地275  
債務者 奥原 直美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第184号**

埼玉県所沢市狭山ヶ丘1丁目3000番地の25  
アンディー101、前住所埼玉県所沢市狭山ヶ  
丘1丁目2980番地の167  
債務者 木内 崇茂

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第189号**

埼玉県所沢市和ヶ原1丁目191番地 杉浦荘  
126  
債務者 遠藤 文吉

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第55号**

埼玉県深谷市東方3697番地9 イーストハイ  
ツ202号、旧住所埼玉県深谷市常盤町56番地  
19  
債務者 岩崎 純子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第69号**

埼玉県本庄市見福2丁目8番10号 笠原ビル  
301  
債務者 千葉由美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第75号**

埼玉県熊谷市石原108番地5  
債務者 石井 泰斗

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第78号**

埼玉県行田市佐間1丁目28番20号 2-5  
号、旧住所埼玉県行田市城西1丁目3番13号  
ハイツ城西105号室  
債務者 橋本 祐輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第76号**

札幌市西区宮の沢3条4丁目6番8号  
債務者 吉守真理子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第180号**

札幌市東区北42条東17丁目5番5-301号  
債務者 熊田 幹太

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第226号**

札幌市東区北7条東20丁目1番5-20号  
債務者 戸塚 光子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第265号**

札幌市東区北41条東2丁目1番15-201号  
債務者 阿部 純弥

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第291号**

札幌市手稲区富丘3条6丁目1番30号 オリ  
ンピアラック101号  
債務者 野村 雄司

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第15号**

北海道岩見沢市北3条西11丁目1番15号  
M-CRYSTAL 201  
債務者 金子 怜

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(フ)第24号**

北海道帯広市柏林台中町1丁目3番地2 柏  
林台中央団地B304  
債務者 中山 隆斗

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和7年(フ)第22号**

福島県会津若松市城北町7番1号 エステー  
ト城北208  
債務者 青山 良三

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和7年(フ)第30号**

福島県会津若松市館馬町8番17号 市営住宅  
2棟19号  
債務者 山口 直子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和7年(フ)第74号**

群馬県前橋市端気町389番地2 住宅型有料  
老人ホーム幸 端気、旧住所群馬県前橋市富  
士見町時沢732番地  
債務者 小山 恒夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第77号**

群馬県伊勢崎市除ヶ町293番地1 マーベラス  
Ⅲ103  
債務者 清水 桃花

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第74号**

静岡県沼津市獅子浜247番地の5  
債務者 小松 浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第109号**

愛知県知立市山町大林25番地17  
債務者 松井 凛太

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第8号**

京都府舞鶴市字余部下1010番地4  
債務者 村松 里枝(旧姓衣川)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**令和7年(フ)第15号**

高知県南国市篠原1880番地1 ウエストカレン  
ト405号、旧住所高知市福井町1003番地16  
債務者 山岡 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
高知地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第47号**

高知市横浜西町51番3号 Z i n g 401  
債務者 久松 亮

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで  
高知地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第198号**

北海道帯広市西17条北1丁目30番4号 ハイ  
ソウエダB棟207号  
債務者 毛利 政治

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和7年(フ)第58号**

盛岡市中野1丁目5番27号 第6サニープレイ  
ス205号  
債務者 佐々木弥生

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和6年(フ)第965号**

千葉県松戸市小金原4丁目16番地の2 ビ  
レッジハウス6棟302室、前住所千葉県柏市  
高柳1514番地39 フェリーチェ高柳102号  
債務者 落合 正明

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第989号**

千葉県松戸市牧の原2丁目40番地の2 ウィ  
ンドミル加太山204号  
債務者 高野 涼光

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第135号**

千葉県柏市南増尾2丁目8番30号

債務者 高梨 進

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第90号**

新潟県上越市柿崎区坂田新田828番地、前住所新潟県上越市藤野新田1305番地 ディア・ハートA棟 105号

債務者 木富 美美

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
新潟地方裁判所高田支部

**令和7年(フ)第3号**

新潟県佐渡市八幡町70番地3

債務者 本間 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

**令和7年(フ)第36号**

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字米ノ山162番地

債務者 坂 菜央

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(フ)第5号**

和歌山県日高郡美浜町大字和田1867番地

債務者 平 しおり

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
和歌山地方裁判所御坊支部

**令和7年(フ)第55号**

香川県高松市寺井町247番地 市住E-303

債務者 福井 忠子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第25号**

香川県丸亀市川西町北419番地1 アイネスト城辰北B棟103号

債務者 長江 香枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(フ)第26号**

香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁94番地1 (県営新宇多津団地810)

債務者 臼杵 孝修

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで  
高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(フ)第127号**

栃木県佐野市奈良刈町332番地 県営住宅3-31

債務者 田村 訓子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第151号**

栃木県宇都宮市花房本町5番6号 第2花房コーポ205、前住所栃木県宇都宮市三番町1番4号 リポート宇都宮411

債務者 鈴木真由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第155号**

栃木県宇都宮市今泉新町61番地 にしき今泉新町ハイツⅢ 302号

債務者 中 博之

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第18号**

千葉県緑区あすみが丘8丁目8番地14 ドリームシティC101号

債務者 小川 義隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第233号**

千葉県習志野市袖ヶ浦3丁目7番5-404号

債務者 伊東 健二

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第267号**

千葉県市川市南大野3丁目21番22号 (古川方)

債務者 阿部 啓輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第268号**

千葉県市川市南大野3丁目21番22号 (古川方)

債務者 阿部 和子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第284号**

千葉県稲毛区園生町1320番地2 リリーフ園生

債務者 佐藤 修

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第296号**

千葉県市原市根田3丁目12番地8

債務者 永島 好夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第321号**

千葉県花見川区宮野木台1丁目24番20号 ふるさと花見川

債務者 齊木 政行

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第351号**

千葉県船橋市行田3丁目1番6棟706号

債務者 匠 明日香

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第29号**

静岡県浜松市中央区遠州浜1丁目20番6-5号

債務者 イチハラ フェルナンダ ミドリ (ICHIHARA FERNANDA MIDORI)

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第46号**

長崎県長崎市畝刈町1613番地32 県営住宅E-106

債務者 吉長 美加

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで長崎地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第37号**

北海道苫小牧市澄川町4丁目9番22号 オーシャンヴィア101号

債務者 矢尻 順子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和7年(フ)第42号**

北海道苫小牧市光洋町3丁目7番13号

債務者 奥野 忠介

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和7年(フ)第17号**

青森県八戸市根城5丁目3番22号 ノースヴィア式番館104

債務者 佐々木 亮

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和7年(フ)第35号**

青森県八戸市大字根城字馬場頭24番地19

債務者 小松 千尋

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和6年(フ)第1072号**

仙台市若林区沖野7丁目34番18号 第一及川コーポ202、従前の住所仙台市若林区沖野7

丁目6番1-2号 ボヌール沖野2番館B

債務者 町田 彩香(旧姓村田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第168号**

仙台市太白区四郎丸字渡道20番地の8

債務者 針生 智美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第180号**

仙台市宮城野区苦竹2丁目3番20-404号

債務者 石川友里加

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第189号**

仙台市太白区東大野田19番7-303号

債務者 和野 孝子(旧姓駒木・佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第198号**

仙台市太白区八木山松波町6番17号 ほのぼの荘松波2

債務者 山口 重和

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第214号**

仙台市青葉区国見3丁目4番35号

債務者 菅野 夕香

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第235号**

仙台市泉区黒松3丁目2番2-304号

債務者 河江 秀子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第257号**

仙台市泉区松森字前田57番地の1 ルミネール泉703、従前の住所仙台市泉区松森字前沼

63番地の1

債務者 松枝 奈穂(旧姓石川)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第261号**

仙台市青葉区双葉ヶ丘1丁目21番25号 レジテルサトウⅢ-305、従前の住所仙台市太白

区西中田4丁目13番4号 すまいるライフ219

債務者 星 英治

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第303号**

仙台市太白区鉤取4丁目9番5号  
債務者 本間 雪子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第314号**

仙台市太白区泉崎1丁目31番12号 コーポ青葉205  
債務者 江刺家輝子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第12号**

秋田県由利本荘市中堅町18番地2  
債務者 大井智佳子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
秋田地方裁判所本荘支部

**令和7年(フ)第11号**

秋田県北秋田市鷹巣字西上綱11番地1 コートロイヤル209号  
債務者 米澤 唯 (旧姓梅田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
秋田地方裁判所大館支部

**令和7年(フ)第10号**

茨城県神栖市波崎6081番地  
債務者 萩原 謙一

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
水戸地方裁判所麻生支部

**令和7年(フ)第44号**

茨城県坂東市生子1865番地1  
債務者 岩見 徹

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(フ)第46号**

茨城県筑西市乙450番地4 ル・リアン305  
債務者 永野 正美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(フ)第113号**

栃木県宇都宮市西川田南1丁目10番13号、住民票上の住所栃木県宇都宮市西川田3丁目4番10号  
債務者 齋藤 瑠璃

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第142号**

栃木県那須塩原市宮町3番4号、前住所栃木県那須塩原市黒磯653番地20 ペイザージュ103号  
債務者 和田真由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第37号**

千葉県成田市名木942番地2  
債務者 高橋 和樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第57号**

千葉県佐倉市春路2丁目26番地7  
債務者 加藤 剛

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第60号**

千葉県成田市玉造3丁目1番地(5棟501号)  
債務者 鎌形 広勝

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(フ)第931号**

川崎市中原区下小田中3丁目19番30号 吉原ハイツ 201  
債務者 横井 彩乃

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第80号**

川崎市幸区大宮町28番地2 Brillia Tower KAWASAKI 3406  
債務者 水野 竜一

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第90号**

川崎市高津区久末311番地 市営久末住宅9-106  
債務者 朝生 高司

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第179号**

川崎市幸区南幸町3丁目39番地  
債務者 岡田 幸春

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第186号**

川崎市川崎区渡田新町3丁目7番12号 リブリ・Bliss home 202  
債務者 柏崎 允孝

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第43号**

新潟県東蒲原郡阿賀町津川427番地3  
債務者 鈴木 健一

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
新潟地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第78号**

長野県佐久市野沢188番地1  
債務者 清水 清

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
長野地方裁判所佐久支部

**令和7年(フ)第1号**

長野県佐久市塚原984番地1 サンリットハウス202  
債務者 小野澤里香

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
長野地方裁判所佐久支部

**令和6年(フ)第122号**

岐阜県可児市土田3490-1 メゾンド雅D棟  
住宅型有料老人ホーム幸緑園、住民票上の住所  
岐阜県可児市羽生ケ丘1丁目6番地  
債務者 川上 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和7年(フ)第1号**

岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1182番地1  
エルガーデンA201、前住所岐阜県美濃加茂市  
前平町1丁目261番地2 ツインズ前平102  
債務者 松木平久美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和7年(フ)第56号**

静岡県焼津市三ヶ名957番地 昭和荘4、旧住所  
静岡岡県焼津市中新田541番地 山田荘3番1号  
債務者 松永 大蔵

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第128号**

静岡市駿河区高松2090番地の1 サンビュア  
原科B棟201号  
債務者 近澤 巖

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第129号**

静岡市駿河区高松2090番地の1 サンビュア  
原科B棟201号  
債務者 近澤ふじの

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第46号**

静岡県富士市大淵1451番地の15  
債務者 三浦 千文

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
静岡地方裁判所富士支部

**令和7年(フ)第56号**

三重県四日市市大字茂福205番地 ルーブル  
かつら103号  
債務者 内川 義晴

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第64号**

三重県三重郡川越町大字豊田207番地  
債務者 市川 智和

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第66号**

三重県四日市市大字茂福756番地1 シェレ  
ナ山下VII-202  
債務者 田中 宏樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第133号**

岡山市東区沼1652番地  
債務者 氏本 勝也

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第134号**

岡山市東区沼1652番地  
債務者 氏本 千鶴(旧姓今井)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第42号**

広島県福山市西深津町5丁目4番3号  
債務者 中谷 純

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第29号**

山口県下関市清末西町2丁目11番52号  
債務者 大谷 浩睦

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和7年(フ)第33号**

山口県下関市羅籠木本町5丁目3番18号  
ファミリー椿 103号  
債務者 森岡 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和7年(フ)第36号**

山口県下関市秋根北町8番35号 立花アパート 202号

債務者 松浦 孝幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで山口地方裁判所下関支部破産係

**令和7年(フ)第37号**

山口県下関市山の田西町2番1-101号 パシフィックハイツ、前住所山口県下関市筋川町4番27号

債務者 上田 博

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで山口地方裁判所下関支部破産係

**令和7年(フ)第38号**

山口県下関市山の田西町2番1-101号 パシフィックハイツ、前住所山口県下関市筋川町4番27号

債務者 上田 和枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで山口地方裁判所下関支部破産係

**令和7年(フ)第39号**

山口県下関市みもすそ川町8番25-507号

債務者 松下 隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで山口地方裁判所下関支部破産係

**令和7年(フ)第30号**

愛媛県松山市朝生田町2丁目1番35号 第100杉フラット601号

債務者 露口太伊地

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第68号**

愛媛県松山市北立花町3番地7

債務者 久米 文美

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第73号**

愛媛県松山市小坂5丁目4番7-3号

債務者 井上 麻姫

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第13号**

福岡県八女市宅間田584番地1 県営住宅宅間田団地3棟301号

債務者 国武 千香

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで福岡地方裁判所八女支部破産係

**令和7年(フ)第18号**

大分県佐伯市大字木立1848番地

債務者 川崎 廣美

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで大分地方裁判所佐伯支部破産係

**令和7年(フ)第71号**

宮崎市大字本郷南方4316番地12

債務者 西山 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第102号**

宮崎市京塚町145番地 京塚コーポ207号、前住所千葉県市川市南大野2丁目12番11号(グランシャリオ206号)

債務者 関野 雄佑

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第109号**

宮崎市大塚町権現前971番地2 原田アパート102号

債務者 幸 真由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第30号**

宮崎県日向市大字財光寺283番地170、前住所熊本市南区八幡十丁目4番19号 エスポワール103号

債務者 松川 明美(旧姓夏田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第43号**

宮崎県延岡市塩浜町3丁目1800番地5 吉田コーポ202

債務者 鳥飼 敏則

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第70号**

鹿児島市平之町7番35-1005号

債務者 岩崎つばめ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第85号**

鹿児島市西田1丁目12番地1 ウェイトバード305号

債務者 土橋 文代

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第38号

沖縄県那覇市樋川1丁目4番14号 ナナマンビル1502

債務者 伊藤 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第12号

沖縄県沖縄市胡屋3丁目21番12号 303

債務者 伊佐 勝利

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第47号

沖縄県沖縄市高原2丁目2番52号 仲宗根第一アパート302

債務者 上間 愛斗

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第19号

北海道小樽市桂岡町24番7号

債務者 高橋 兼行

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(フ)第24号

宮城県柴田郡大原町大谷字見城前2番地3D棟

債務者 三宅 貴法

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 仙台地方裁判所大原支部

令和7年(フ)第6号

山形県新庄市万場町1-4 三原貸家A、住民票上の住所山形県新庄市小田島町7番24号

債務者 伊藤 友樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 山形地方裁判所新庄支部

令和7年(フ)第31号

千葉県長生郡陸沢町上市場320番地52

債務者 田中真由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和6年(フ)第2249号

東京都小平市学園西町3丁目1番29号ハイアット桂201号

債務者 南舘 猛

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第230号

東京都八王子市大楽寺町93番地12

債務者 内田 里江

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第247号

東京都八王子市暁町1丁目13番8号エトワール暁町107号

債務者 結城 太郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第370号

東京都町田市鶴間1丁目1番地24

債務者 倉繁 宅未

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第3068号

横浜市南区大岡2丁目15番5号 ユナイト大岡エミリア・ブッチ207

債務者 森 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第80号

神奈川県藤沢市鶴沼海岸3丁目8番17号 シールーム鶴沼海岸108号

債務者 大瀧沙也佳

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第145号

横浜市保土ヶ谷区峰岡町1丁目16番地2 グリーンパーク101号

債務者 井上 善裕

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第194号

横浜市緑区中山4丁目8番39-107号

債務者 佐多唯一郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第219号

神奈川県藤沢市辻堂6丁目24番23号 辻堂ガーデンタウン106

債務者 和泉めぐみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第299号

神奈川県大和市中央林間8丁目3番2-609号

債務者 山崎 末那

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第339号**

横浜市神奈川区反町3丁目23番地6 田中ビル301号

債務者 大森 光 (旧姓沖田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第344号**

横浜市西区西平沼町1番10-703号

債務者 浜本 一矢

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第356号**

横浜市旭区万騎が原25番地

債務者 吉川 友美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第361号**

横浜市港南区日野9丁目9番8号

債務者 中村 咲希

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第407号**

横浜南区唐沢18番地2

債務者 國吉 幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第447号**

神奈川県茅ヶ崎市浜竹3丁目5番63号 藤浪第2ハイム203

債務者 松井 潤季

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第527号**

横浜市中区本牧元町21番23号 ひかりハイツ203

債務者 杉山みさ江

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第529号**

神奈川県藤沢市下土棚341番地の11 リオス長後104号室

債務者 河野 懸晴

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第549号**

横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町151番地1 サンヴェール保土ヶ谷407号

債務者 佐野 廣美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第63号**

長野県松本市安曇1027番地2

債務者 上條 龍朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 長野地方裁判所松本支部

**令和7年(フ)第65号**

長野県塩尻市大門二番町2番13号

債務者 熊谷 文明

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 長野地方裁判所松本支部

**令和7年(フ)第190号**

京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の10 レジデンス向島203号

債務者 金谷 一潤

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第270号**

京都市左京区大原戸寺町380番地 特別養護老人ホーム大原ホーム、住民票上の住所京都市左京区一乗寺西水干町32番地 コーポパylon508号室

債務者 坪内三枝子

法定代理人成年後見人 大河原壽貴

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和6年(フ)第622号**

兵庫県尼崎市南塚口町3丁目7番24号マンション白樺102

債務者 朝岡 衛

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第8号**

兵庫県尼崎市大庄西町2丁目20番16号

債務者 本岡 龍 (旧姓杉浦)

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第61号**

兵庫県西宮市本町8番10-303号

債務者 岡崎 勝二

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第77号**

兵庫県西宮市甲子園二番町8番8号マリエ二番町103号

債務者 谷口 知弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第98号**

兵庫県尼崎市南武庫之荘4丁目15番17号

債務者 中村 明雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第118号**

兵庫県芦屋市岩園町17番12号B5、前住所兵庫県芦屋市楠町5番6号

債務者 モジョメディアこと 寺田由里子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第124号**

兵庫県西宮市高須町2丁目1番32-711号、営業所所在地兵庫県西宮市小松南町3丁目1-8山崎マンション1階(前住所)兵庫県西宮市高須町2丁目1番27-406号

債務者 花ノ花こと 森貞友美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第19号**

熊本県玉名市岱明町鍋2320番地

債務者 末藤とも子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 熊本地方裁判所玉名支部

**令和7年(フ)第20号**

熊本県荒尾市宮内出目381番地1

債務者 田中 忠昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 熊本地方裁判所玉名支部

**令和7年(フ)第35号**

宮城県大崎市古川小野字沢田44番地2、従前の住所宮城県大崎市古川沢田字新原際82番地2

コーポ沢田105号

債務者 佐藤 由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年(フ)第44号**

宮城県大崎市田尻沼部字富岡浦115番地3、従前の住所宮城県大崎市古川金五輪2丁目5番25号

ハイムリープA棟102号

債務者 高橋さとみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年(フ)第23号**

千葉県佐倉市江原台2丁目15番地5 レイクエスカルゴ102

債務者 藤光新一郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(フ)第2161号**

東京都八王子市滝山町1丁目621番地1 アイダッシュI202号

債務者 小田 玲奈

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第211号**

東京都府中市本宿町4丁目9番地の24ライトハウス101

債務者 佐々木義信

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第272号**

東京都町田市金森7丁目18番4-203号

債務者 福本 賀子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第382号**

東京都昭島市美堀町2丁目1番26-107号

債務者 重成 勇輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第21号**

富山市太郎丸西町1丁目16番地1

債務者 須摩 満弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 富山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第32号**

金沢市北町乙23番地 セントルイン壱番館B208号

債務者 西浦 伸

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 金沢地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第6011号**

大阪市住吉区长居1丁目2番29号 春日マンション203号

債務者 川崎 航大

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第730号**

大阪府枚方市渚西2丁目29番3-22号

債務者 早川真理子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第784号**

大阪市平野区平野本町2丁目9番8号 ヴェルドール平野 203号  
債務者 岸田 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第900号**

大阪市城東区蒲生3丁目11番16号 福岡マンション 301号  
債務者 梅谷ななえこと 梅谷ななゑ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第920号**

大阪府池田市井口堂3丁目2番8-102号  
債務者 早永 愛美(旧姓竹内)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第934号**

大阪市東淀川区井高野2丁目8番20-110号  
債務者 渡辺 純子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第987号**

大阪市西成区岸里3丁目1番10号 アーバンシティ岸里パートII 701号  
債務者 新垣 守雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1014号**

大阪市西区新町4丁目10番24-403号  
債務者 小林 智博

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1070号**

大阪市東住吉区湯里4丁目3番22-203号  
債務者 森田 弘美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1098号**

大阪府茨木市水尾1丁目8番28号  
債務者 清水 淳史

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1110号**

大阪府豊中市服部豊町2丁目21番1-205号  
債務者 山下 正登

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1123号**

大阪市淀川区東三国3丁目11番11-406号、  
前住所大阪市東淀川区下新庄3丁目11番15-C611号  
債務者 先田 尚子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第34号**

兵庫県芦屋市高浜町2番1-1344号、前住所  
兵庫県西宮市田近野町7番4-306号  
債務者 河村 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第30号**

徳島県吉野川市鴨島町上浦1331番地  
債務者 木村 礼子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第68号**

福島県須賀川市大町244番地1  
債務者 宗形 裕一

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和6年(フ)第996号**

千葉県柏市西柏台1丁目1番6号 MARI  
O初石203号  
債務者 越川 英人

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第998号**

千葉県柏市豊平町1番5号 レオパレス南柏  
第15-103号  
債務者 丹野 和明

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第1001号**

千葉県松戸市松戸新田314番地の112 寒風台  
106号  
債務者 新見 眞一

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第14号**

千葉県柏市豊四季945番地428、前住所千葉県  
柏市豊四季210番地52 セレニティーホーム  
ズC-201号  
債務者 桑原 一博

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第33号**

千葉県松戸市五香1丁目15番地の14  
債務者 米山 昌克

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第35号**

千葉県野田市山崎948番地の23 スカイブル  
梅台103

債務者 岡田 成子

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第49号**

千葉県我孫子市柴崎台4丁目7番14-406号  
R旭

債務者 青柳 鋼

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第53号**

千葉県野田市中野台鹿島町14番地の3  
債務者 香川 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第56号**

千葉県松戸市野菊野4番地 野菊野団地4棟  
707号室

債務者 本名 隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第57号**

千葉県我孫子市高野山537番地の1(2-102  
号)市営住宅

債務者 杉浦 渚

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第64号**

千葉県流山市東初石3丁目128番地の1 県  
営住宅3-308

債務者 山崎まさ子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第66号**

千葉県松戸市松戸1363番地の2 リーベ201  
号

債務者 兼子 通代

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第93号**

千葉県柏市柏下265 医療法人社団天宣会北  
柏リハビリ総合病院内、住民票上の住所千葉  
県柏市新富町2丁目17番5号 コーポラス  
13-101号

債務者 小嶋 研一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第117号**

千葉県野田市山崎1896番地の3 K・ヴィ  
レッジ102、前住所千葉県野田市中野台912番  
地の9(シテイハイムポアリエ102)

債務者 高橋 政利

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第127号**

千葉県松戸市松飛台532番地の1 南商事社  
員寮103号

債務者 谷本 沙季(旧姓田中)

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第143号**

千葉県我孫子市湖北台1丁目15番3号(102  
号) フローラパティオ

債務者 野呂 敬介

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第146号**

千葉県鎌ヶ谷市東中沢3丁目16番59号(ジュ  
ネスカズ206)、前住所千葉県市川市香取1丁  
目1番6号(行徳荘)

債務者 鈴木 健司

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第187号**

千葉県松戸市二ツ木1389番地の1 サンポッ  
プ新松戸107号

債務者 佐保 正彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第164号**

東京都八王子市大和田町5丁目4番3-402  
号

債務者 榎本 史論

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第175号**

東京都多摩市貝取4丁目3番地1-508

債務者 佐藤 悠子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第236号**

東京都東村山市多摩湖畔1丁目18番地6ラ・ルミエール201

債務者 菊池 信二

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第332号**

東京都武蔵村山市学園5丁目13番地の1プロムナードE202号

債務者 佐藤 孝親

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第346号**

東京都町田市玉川学園8丁目19番15号第2秀月荘102

債務者 高橋 秀周

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第361号**

東京都国分寺市西町1丁目8番地7ソワール国立C105

債務者 高橋 礼奈

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第362号**

東京都昭島市郷地町3丁目10番3-307号

債務者 長嶋 由郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第379号**

東京都八王子市上柚木3丁目10番地2-304

債務者 佐野 明

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第380号**

東京都八王子市上柚木3丁目10番地2-304

債務者 佐野 瑞恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第19号**

神戸市西区南別府2丁目15番地の6 グラディアルネッサンス西神戸301号

債務者 松下 清仁

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第47号**

兵庫県明石市大久保町谷八木623番地の1 グランドシャトー西明石404号、前住所神戸市東灘区住吉山手5丁目8番8-106号

債務者 入谷 友康

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係
- 令和7年(フ)第55号**

兵庫県明石市魚住町住吉3丁目720番地の3

債務者 藤川 祐也

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第56号**

神戸市西区中野1丁目2番地の1 ルミナスハイツII202号、前住所京都市伏見区向島庚申町26番地

債務者 野 佐知子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第221号**

千葉県市原市八幡673番地の1

債務者 中村 遥菜

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第250号**

千葉県中央区千葉寺町48番地1 レオパレスウチダ104号

債務者 澤頭 和茂

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第264号**

千葉県船橋市東中山2丁目2番9号 イースト229-103号

債務者 佐藤 彩音

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第291号**

千葉市中央区新宿1丁目13番11号 ラ・フェリーチェ102号

債務者 小澤まなみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第312号**

千葉県市原市能満2089番地157 市原市養護老人ホーム希望苑

債務者 池田 利三

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第324号**

千葉県船橋市薬円台3丁目16番5-104号

債務者 丸山 崇

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第332号**

千葉県市原市菊間2082番地 県営住宅47棟301号

債務者 鈴木 康恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第333号**

千葉県市原市菊間2082番地 県営住宅47棟301号

債務者 鈴木 大悟

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第335号**

千葉県市川市塩浜4丁目2番7棟401号

債務者 堀口 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第345号**

千葉市緑区鎌取町2876番地11 かまとり荘

債務者 宮崎 智央

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第346号**

千葉県船橋市南本町6番15号 プレスト船橋壱番館309号

債務者 袖山 道子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第358号**

千葉県市原市君塚3丁目23番地2

債務者 前田 勉

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第365号**

千葉県八千代市村上1597番地40 八千代荘204

債務者 小林 知

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第372号**

千葉県船橋市滝台1丁目6番1-314号

債務者 鈴木 淳子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第375号**

千葉市稲毛区轟町2丁目8番2棟1208号

債務者 渡邊 光

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第380号**

千葉県習志野市花咲2丁目11番12号

債務者 山田 葉子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第382号**

千葉県八千代市大和田921番地5 E A京成大和田203号

債務者 武井 喜江

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第51号**

千葉県富里市日吉台1丁目24番地7

債務者 坂口かおり

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第73号**

神戸市垂水区青山台4丁目2番1-103号

債務者 池崎 樹里(旧姓中元)

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第141号**

神戸市北区緑町8丁目1番9-806号

債務者 小林 庄子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第211号**

神戸市北区花山東町3番25-404号

債務者 下賀 英昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第37号**

青森県平川市李平上安原131番地1、旧住所 静岡県焼津市中港3丁目7番2号

債務者 上林 義隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第68号**

千葉県白井市名内828番地

債務者 石井 健一

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第20号**

広島市東区福田1丁目407番地5  
債務者 久保田 肇

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第133号**

広島市西区己斐本町3丁目11番17—602号  
債務者 山木戸啓亮

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第146号**

広島県安芸郡坂町北新地2丁目3番40—406号  
債務者 森川 美保(旧姓栗原)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1号**

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1918番地の3、前住所兵庫県神戸市長田区房王寺町6丁目2番34—402号  
債務者 立壁 久美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
奈良地方裁判所五條支部

**令和6年(フ)第1181号**

広島県東広島市八本松飯田2丁目17番1—102号 ビレッジハウス八本松1号棟  
債務者 坂本正二郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第34号**

広島市西区東観音町19番16—401号  
債務者 澤近 洋之

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第124号**

広島市安佐南区長束4丁目14番6—102号  
債務者 新井久美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第31号**

青森市中央1丁目2番2号  
債務者 松橋 隆子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第106号**

青森県つがる市木造浮巣27番地2  
債務者 大澤 来舞

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和7年(フ)第23号**

青森県五所川原市みどり町2丁目78番地  
債務者 三浦英理子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和7年(フ)第33号**

青森県五所川原市字蓮沼14番地 市営住宅5—8  
債務者 相馬 達也

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和7年(フ)第38号**

青森県弘前市大字中崎字苅田27番地5  
債務者 金澤 広子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第39号**

青森県弘前市大字中崎字苅田27番地5  
債務者 金澤 昭弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第32号**

千葉県松戸市緑ヶ丘1丁目217番地 サカエハイツ103号、前住所千葉県松戸市常盤平5丁目3番地の17  
債務者 小橋 優翔

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第65号**

千葉県我孫子市湖北台9丁目15番19号、前住所千葉県柏市鷺野谷1031番地5 シャンテフルール101号  
債務者 伊藤 淳史

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第80号**

千葉県野田市五木新町14番地の4 ハイランドハイツ101  
債務者 小野 三男

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第90号**

千葉県流山市駒木122番地 サンハイムS B—201  
債務者 三村 昭弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第91号**

千葉県流山市駒木122番地 サンハイムS  
B-201

債務者 三村 玲子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第95号**

千葉県柏市西原1丁目1番1-305号

債務者 土井まゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第115号**

千葉県松戸市野菊野1番地 野菊野団地1棟  
921号室

債務者 藤田 将行

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第118号**

千葉県野田市なみき2-6-4、住民票上の  
住所茨城県坂東市生子3344番地1

債務者 根本 将司

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第138号**

千葉県柏市豊四季126番地7 根本ハイツ203  
号

債務者 中宮英二郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第144号**

千葉県柏市中原1丁目7番14号

債務者 鈴木喜代美(旧姓飯田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第168号**

千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目3番45号(セント  
ヒルズ北初富202)

債務者 滝口 悟

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第169号**

千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目3番45号(セント  
ヒルズ北初富202)

債務者 古島 美紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第171号**

千葉県柏市西原1丁目18番3号 ベル ライト  
102号

債務者 林 俊太

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第182号**

千葉県柏市東上町5番6号 イーグルハイツ  
B-201号

債務者 宮幸 優

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第204号**

千葉県鎌ヶ谷市南初富2丁目7番23-4号

債務者 青田 栄司

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第205号**

千葉県鎌ヶ谷市南初富2丁目7番23-4号

債務者 青田 治子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第98号**

神奈川県小田原市永塚279番地の1 エスポ  
ワール203

債務者 室井 文範

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和6年(フ)第790号**

熊本県宇城市小川町西北小川409番地 井尻  
再建住宅1-3

債務者 梅田真裕美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第85号**

熊本市中央区帯山1丁目41番18号 シャトレ  
帯山303、転入前住所熊本市西区池田1丁目  
31番21号 池田第2ビル 3-B

債務者 三谷 麻純

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第28号**

山口市下小鱈4039番地10 144号

債務者 上野 裕美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第31号**

山口市今井町7番6-406号、前住所山口県防府市八王子1丁目31番12号 ACビル201号

債務者 岩波 和恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第35号**

山口県防府市国分寺町1番36号 ファミール国分寺1号

債務者 松浦 裕行

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第36号**

熊本市北区池田3丁目57番3-205号、転入前住所熊本市西区蓮台寺2丁目8番22号307

債務者 今村 祐貴

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第57号**

熊本市中央区南熊本1丁目9番5号

債務者 多田 暲

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第76号**

熊本市西区池上町524番地 1C-1-302、転入前住所熊本市中央区島崎1丁目4番19号田辺アパート

債務者 酒井 一徳

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第77号**

熊本市西区池上町524番地 1C-1-302、転入前住所熊本市中央区島崎1丁目4番19号田辺アパート

債務者 酒井たみ子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第1765号**

東京都葛飾区西亀有2丁目35-16-204 綾瀬ピースベルS

債務者 吉田 尚史

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1770号**

東京都大田区池上3丁目21-2-201

債務者 水崎 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1792号**

東京都練馬区石神井台7丁目11-11-203

債務者 大城 一磨

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1798号**

東京都目黒区東山3丁目23-9-106

債務者 眞鍋 晴美

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1834号**

東京都墨田区立花1丁目27-5-1212

債務者 大林 正雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1836号**

東京都目黒区青葉台3丁目3-2 レンゲキャッスル12

債務者 加藤 絢香(旧姓江田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1837号**

東京都板橋区中台3丁目9-10-205

債務者 佐々木純美

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1840号**

東京都江戸川区船堀7丁目8-14-205

債務者 池田 尚晃

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1869号**

東京都練馬区貫井1丁目23-20-1102

債務者 遠藤 直美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1877号**

東京都調布市染地3丁目1-115 多摩川住宅ロー1-312

債務者 三島 潤士

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1878号**

東京都北区桐ヶ丘1丁目16-27-1601  
債務者 小林 裕美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1880号**

東京都板橋区高島平3丁目10-1-620  
債務者 服藤 充秀

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1881号**

東京都杉並区井草5丁目8-8-101  
債務者 糸乗 晴信

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1883号**

東京都足立区栗原2丁目20-7  
債務者 秋山 幸彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1893号**

東京都練馬区北町8丁目29-7-108  
債務者 佐々木恵子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1894号**

東京都練馬区北町8丁目29-7-108  
債務者 佐々木ゆう子

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第568号**

大阪市住吉区墨江4丁目7番8号 メゾン・  
デ・ヴィラ住吉 103号  
債務者 秋山 夏女

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1032号**

大阪市浪速区芦原2丁目8番11号 パールレ  
ジデンス芦原橋 103号  
債務者 奥谷 翔

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1108号**

大阪府東大阪市楠根2丁目8番20号 ラ  
リキュール 107  
債務者 北部加奈子(旧姓東・加藤)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1717号**

東京都大田区東糀谷6丁目9-3-1001  
債務者 堀井 保芳

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1718号**

東京都大田区東糀谷6丁目9-3-1001  
債務者 堀井 育代

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1793号**

東京都練馬区中村南2丁目4-3-101  
債務者 鈴木 良平

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1838号**

東京都江戸川区南小岩5丁目3-16-302  
債務者 半澤 薫

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1884号**

東京都中野区弥生町2丁目30-2-B-2  
債務者 小林 敏幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1890号**

東京都大田区萩中3丁目30-1-305  
債務者 岩内 昭二

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第10号**

栃木県大田原市美原1丁目3538番地4 東コーポB棟201号

債務者 秋元 和子(旧姓須藤・笹山・鳴原)

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月5日午前10時50分

宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和7年(フ)第1801号**

東京都中央区入船2丁目6-4-304

債務者 後藤 萌里

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生計画認可****令和6年(再イ)第54号**

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3806番地11

再生債務者 大石 一雄

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月26日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年(再イ)第65号**

千葉県松戸市松戸新田617番地の10

再生債務者 千葉 貴之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月13日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(再イ)第316号**

東京都世田谷区玉堤1-11-10-303

再生債務者 三浦 明波

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月25日

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第3号**

山口県萩市大字椿3237番地1

再生債務者 今野 大介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月27日 山口地方裁判所萩支部

**令和6年(再イ)第1号**

北海道虻田郡倶知安町南三条東6丁目2番地180(方書)SタウンF棟106号

再生債務者 川邊 竜也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月26日 札幌地方裁判所岩内支部

**令和6年(再イ)第3号**

北海道虻田郡ニセコ町字元町57番地4 SH LINE NISEKO 106

再生債務者 大内 憲彰

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月26日 札幌地方裁判所岩内支部

**令和6年(再イ)第80号**

千葉県我孫子市つくし野2丁目20番18号(202号) サニーハイツつくし野

再生債務者 金子忠成こと 金 忠成

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月25日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(再イ)第367号**

東京都墨田区東向島6-24-18

再生債務者 小野 弘行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月25日

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第49号**

広島市中区吉島東1丁目14番22-1号

再生債務者 上床 和幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月27日

広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(再イ)第50号**

広島市中区吉島東1丁目14番22-1号

再生債務者 上床 美樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月27日

広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(再イ)第14号**

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2196番地

再生債務者 平瀬 政晴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月27日 佐賀地方裁判所武雄支部

**令和6年(再イ)第33号**

宮崎市老松1丁目4番35号 サーバス中央公園113号

再生債務者 渡邊 雅明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月27日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和6年(再イ)第16号**

宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎2丁目88番地

コーラルハウス208号

再生債務者 黒木 俊彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月27日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和6年(再イ)第37号**

岩手県花巻市石鳥谷町新堀第65地割160番地2

再生債務者 佐々木 崇

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月27日

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和6年(再イ)第35号**

千葉県成田市松崎1902番地1

再生債務者 依田 正樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月25日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(再イ)第89号**

大阪府羽曳野市はびきの5丁目21番4号

再生債務者 高橋美穂子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月26日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和6年(再イ)第27号**

和歌山市黒田336番地38  
再生債務者 戸口 周悟

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月26日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(再イ)第33号**

長崎県長崎市上戸町2丁目14番11号  
再生債務者 岩下 瑞樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和6年(再イ)第16号**

長崎県大村市大里町1121番地5  
再生債務者 田中 祐也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月26日

長崎地方裁判所大村支部

**令和6年(再イ)第98号**

仙台市泉区将監9丁目2番5-101号  
再生債務者 林 孝弥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第104号**

宮城県塩竈市藤倉3丁目17番43号  
再生債務者 千葉のり子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第119号**

仙台市青葉区愛子東3丁目15番28号  
再生債務者 守 貴司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第123号**

仙台市青葉区川平3丁目37番6号  
再生債務者 関 政美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第204号**

千葉県浦安市当代島2丁目10番40-121号  
マーレ浦安

再生債務者 小路 和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月26日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再イ)第79号**

川崎市多摩区宿河原7丁目13番2-501号  
再生債務者 荻原 大佑

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和6年(再イ)第132号**

京都市右京区山ノ内苗町40番地1 コスモワ  
ンダータウン 910

再生債務者 堀 利男

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和6年(再イ)第45号**

佐賀県鳥栖市藤木町2264番地1 ウィステリ  
アガーデンⅡ203

再生債務者 岡本 孝浩

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和6年(再イ)第66号**

熊本市西区西松尾町4951番地  
再生債務者 右山 龍介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月26日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(再イ)第9号**

熊本県八代市古閑上町89番地1  
再生債務者 井上 早児

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

**令和6年(再イ)第203号**

札幌市北区屯田4条8丁目6番31号  
再生債務者 前田 寛幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(再イ)第23号**

青森県青森市浪岡大字下十川字宮本36番地11  
再生債務者 葛西 淳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

青森地方裁判所弘前支部

**令和6年(再イ)第38号**

盛岡市西見前12地割70番地6  
再生債務者 瀬川美彩子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和6年(再イ)第108号**

仙台市太白区根岸町4番11-303号(従前の  
住所)仙台市青葉区五橋2丁目3番16-804  
号

再生債務者 木村 駿介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第43号**

秋田市旭川清澄町11番34号  
再生債務者 土橋 巧

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

秋田地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第47号**

秋田市御野場新町1丁目32番20号  
再生債務者 武藤 陽一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

秋田地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第51号**

秋田市南通亀の町7番32-101号  
再生債務者 辻原 正

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

秋田地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第4号**

新潟県糸魚川市寺町4丁目5番6号  
再生債務者 吉城寺利明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月26日

新潟地方裁判所高田支部

**令和6年(再イ)第33号**

富山市小羽377番地  
再生債務者 大田 到

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

富山地方裁判所民事部

**令和6年(再イ)第38号**

静岡県富士宮市淀平町545番地の1  
再生債務者 古賀 吉弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和6年(再イ)第470号**

大阪府四條畷市雁屋北町5番12号  
再生債務者 松原 貴之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月26日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(再イ)第39号**

徳島県徳島市南末広町4番14-5-903号  
徳島メロディーハイム  
再生債務者 吉本 憲司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

徳島地方裁判所民事部

**令和6年(再イ)第25号**

北海道旭川市東光6条7丁目5番16号 東光6-1平屋C号  
再生債務者 佐藤 覧圭

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

旭川地方裁判所民事部

**令和6年(再イ)第30号**

北海道旭川市東光13条1丁目2番18号 プールムⅢ 202号室  
再生債務者 吉田 和彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

旭川地方裁判所民事部

**令和6年(再イ)第141号**

仙台市青葉区台原6丁目9番16号 コンフォール台原Ⅲ-201  
再生債務者 木田 麻美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

**令和6年(再イ)第59号**

静岡県浜松市中央区西伊場町33番8号  
再生債務者 栗島美すゞ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**令和6年(再イ)第30号**

香川県高松市木太町2641番地4 Porte Regal oⅣ 101  
再生債務者 吉川 賢哉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和6年(再イ)第45号**

熊本市中央区新大江2丁目27番26号 プチフォーラム12 302号  
再生債務者 深堀 幹夫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月27日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**懲戒処分のお知らせ**

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士 氏名 乾 彰夫  
登録番号 39030  
事務所 大阪府大阪市北区南森町1-3-27 南森町丸井ビル8階 南森町総合法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止1年
- 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月24日  
令和7年3月25日 日本弁護士連合会

**懲戒処分のお知らせ**

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 愛知県弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士 氏名 平野 曜二  
登録番号 17829  
事務所 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-35 弁護士ビル504 平野曜二法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止1月
- 4 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月18日  
令和7年3月26日 日本弁護士連合会

**行旅死亡人**

本籍・住所・氏名不詳、年齢20歳から40歳代の男性、残存部の身長160cm、水色半袖Tシャツ、青色ジーンズ(ベルト付き)、灰色靴下他 上記の者は、令和7年3月1日に島根県浜田市三隅町岡見1810番地中国電力株式会社三隅発電所から南西方400m先の岩場で発見されたもので、身元不明のため火葬し、遺骨は日脚町共同墓地に安置しています。心当たりの方は当市健康福祉部地域福祉課まで申し出てください。

令和7年4月9日

島根県 浜田市市長 久保田章市

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

宮城県石巻市前谷地字横須賀二四番地一  
株式会社こいわ商店  
代表清算人 伊藤 克寿

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

秋田県由利本荘市川口字大覚一八二番地  
公益財団法人由利学生寮  
代表清算人 野口 豊正

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

山形県西村山郡朝日町大字宮宿三〇五番地の一  
アビーネ合同会社  
清算人 阿部 淳子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目八番地四号  
特定非営利活動法人コネクト埼玉  
清算人 由布 隆

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県八潮市緑町一丁目一七番地一九  
有限会社あいづフラワー  
清算人 湊 文明

解散公告

当法人は、社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
埼玉県越谷市大字弥十郎四六八番地一越谷弥十郎駅前住宅一〇七  
特定非営利活動法人エルミタージュ  
清算人 猪狩 孝行

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目一〇番地一五  
株式会社日機送  
代表清算人 大橋 裕之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県熊谷市瀬南一七六番地  
特定非営利活動法人ゆめたまご  
清算人 神尾 拓海

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
埼玉県新座市野寺二丁目一〇番一八号  
トータルリソースデベロップメント株式会社  
代表清算人 本田 博夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県銚子市諸持町八六一番地  
株式会社レインボーヒルズカントリークラブ  
代表清算人 飯山 穰二

解散公告

当法人は、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
千葉県柏市布施一三二八番地  
特定非営利活動法人三愛あけぼの  
清算人 成嶋奈緒美

解散公告

当法人は、地方自治法第二六〇条二〇の規定により、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県木更津市清見台南四丁目五番地  
清見台南四丁目町内会  
代表清算人 加藤 慎司

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
東京都千代田区大手町一丁目四番二号  
J M J S A F 投資合同会社  
代表清算人 丸紅株式会社  
職務執行者 幾島 渉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
東京都世田谷区弦巻五丁目三三番二一五  
株式会社アイブレス  
代表清算人 伊東 徹

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都中央区新川一丁目二三番一号  
株式会社ゴルフジョイ  
代表清算人 坂本 浩昭

解散公告

当社は、令和七年三月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都新宿区中井二丁目一番五号  
プログレッション・エネルギー日本合同会社  
清算人 久保 敏秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都文京区本郷三丁目三三九番四号  
フクダニューロテック株式会社  
代表清算人 川村 誠一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都文京区音羽一丁目三番八号

株式会社江戸商事

代表清算人 小山 真三

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都港区赤坂二丁目一七番五五号

DENBA WELFARE株式会社

代表清算人 盛 杰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都千代田区永田町二丁目一七番一七号

AIOS永田町五一〇

STJ Advisors株式会社

代表清算人 ウェルズ・クリストファー・ジョン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都文京区白山二丁目三七番九号

合同会社レヴェル

清算人 石田 潤

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一八番一一一四

二八号サンモール道玄坂

東京マックス不動産株式会社

代表清算人 水谷 俊哉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番一一号

NPO法人日本スマートドライバ機構

代表清算人 小山 薫堂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都渋谷区広尾一丁目九番一六号

伊藤義ビル有限公司

代表清算人 伊藤ひとみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座

THビル九階

Jewel株式会社

代表清算人 児玉 健作

解散公告

当組合は、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永

田町グラステート六階ACA株式会社内

Cytori MBO有限責任事業組合

清算人 堀江 聡寧

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京

倶楽部ビルディング一階

Stonridge Japan 株式会社

清算人 ルーカス・オリバーフロスト

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都新宿区新宿五―三―四一四〇四

株式会社ワイケイ

代表清算人 姜 善 惠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都台東区台東四丁目一八番七号シモジ

ンビルディング八階

Lighthouse Japan 株式会社

代表清算人 ルーカス・オリバーフロスト

解散公告

当社は、令和七年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都港区南青山二丁目二番一五―八二五号

ニューマウント株式会社

代表清算人 鈴木 大亮

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都中央区銀座一―二二―一 銀座大竹

ビジネス2F 株式会社ネクストライフ

代表清算人 古川 渉一

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都文京区本駒込二丁目一〇番四号四季

ビル千石一階

水野エムアンドエム株式会社

代表清算人 瀬川安紀子

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番五号七〇四

号室アークアウトソーシング株式会社内

WX CAPITAL 合同会社

清算人 ウエイシユアン・リウ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付会社法第三一九条第一項の規定による書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

東京都中央区日本橋室町一丁目二番六号

日本橋大栄ビル七階

Zeroemissions株式会社

代表清算人 シャルマ・ヴィクラント

解散公告

当社は、令和七年三月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
神奈川県横浜市磯子区磯子八丁目八番二四一四号  
株式会社湘南デント  
代表清算人 安部 恵美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
新潟県長岡市花園東一丁目一七八番地二九  
株式会社ボリス  
代表清算人 加藤 雅弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
富山市二口町一丁目九番地三  
青鳥寺有限公司  
清算人 池田 司朗

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
富山市上袋六六二番地  
合同会社成永  
清算人 岩崎 貞夫

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

石川県金沢市近岡町三〇九番地  
株式会社アルプ再生医療研究所  
代表清算人 古賀 美純

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉五五四三番地四  
一般社団法人日本コーヒー調合師協会  
代表清算人 松本 祐樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
岐阜県本巣市石神四二一番地一  
有限会社三宅建設  
清算人 三宅 幹男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
岐阜県岐阜市須賀四丁目一六番二〇号  
株式会社ケイエスケイ  
代表清算人 小阪 太郎

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
静岡県御殿場市大坂二一六番地の五モンブ  
ラン大坂二〇五  
クリーンサービス合同会社  
清算人 富川 勉

解散公告

当法人は、令和七年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
愛知県知多郡武豊町字西門二九番の一  
特定非営利活動法人キガスター  
清算人 間瀬 康文

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
三重県津市芸濃町岡本四〇一番地  
オーパサービス有限公司  
清算人 岡本 均

解散公告

当社は、令和七年三月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
三重県四日市市中川原二丁目五番二二号  
ミエラク経営サポート合同会社  
清算人 田中 保憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
滋賀県甲賀市土山町徳原二一番地一  
合同会社Rully  
清算人 金岡 優依

解散公告

当社は、令和六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
京都市山科区音羽前出町二九番地の一  
ファイナンフラッツ山科音羽四〇六  
有限会社アロー  
清算人 小矢 重宏

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
大阪府池田市建石町七番一三号  
新建株式会社  
代表清算人 西垣 健三

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
大阪府池田市渋谷一丁目六番一四号  
株式会社ピーザム  
代表清算人 中本 渉

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。  
令和七年四月九日  
大阪府西区九条南三丁目六番九号  
杉本有限公司  
清算人 杉本 英夫

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
大阪府中央区南船場四丁目一番九号  
株式会社モア・コーポレーション  
代表清算人 吉田 泉

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
大阪府浪速区敷津西一丁目五番一三三号  
有限会社スイング  
清算人 山室 冴子

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
大阪府淀川区塚本二丁目二番一四号  
株式会社キンキ・コーポレーション  
代表清算人 村上 義弘

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
大阪府北区末広町三番一七号  
株式会社近畿興産  
代表清算人 村上 義弘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
兵庫県川西市けやき坂二丁目五六番六号  
合同会社HYコーポレーション  
清算人 大西 弘

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
兵庫県伊丹市西台一丁目五番二一五号  
伊丹くたけビル株式会社  
代表清算人 滝山 昌彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
奈良県大和郡山市長安寺町一四五番地一二  
有限会社彩美  
清算人 本多 金市

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
和歌山市岩橋八九〇番地の一  
株式会社後藤武治商店  
代表清算人 後藤 武治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当法人は、令和七年三月十六日開催の社員総会の決議をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
鳥取県米子市彦名町四五五四番地の一  
特定非営利活動法人よなご環境学習推進  
フォーラム  
清算人 末吉 孝博

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
島根県松江市区道町上来待二〇六番地五  
株式会社きまち湯治村  
代表清算人 勝部 晴海

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
岡山県倉敷市鶴形二丁目六番三三  
中野電器株式会社  
代表清算人 中野 有一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
福岡県田川市上本町一番四三三号サンライズ  
株式会社GRIT  
恵比須 二F  
代表清算人 嶋津 雅彦

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野三七六八番地  
有限会社フアッシュionsステージフクナガ  
清算人 福永 良昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手一八一四番地二  
有限会社ロイヤル健水  
清算人 伊東 政澄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
長崎県佐世保市瀬戸越四丁目九番二一五号  
株式会社ハピネス  
代表清算人 東 悦子

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日  
北海道苫小牧市花園町四丁目二番五号  
医療法人社団メモリアル整形外科  
清算人 竹ヶ原信之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第一回)

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

福島県伊達郡桑折町大字万正寺古釈迦堂 二四番地 清算人 宗教法人中屋敷観音堂 斧護士 大河内敬子

連絡先 福島県福島市北五老内町一番三三三 福島法曹ビル三〇五号菅野浩司法事務所

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年二月二十六日開催の理事会の決議及び令和七年三月十七日に栃木県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月九日

栃木県大田原市本町一丁目二八〇五番地三三〇 職業訓練法人大田原地域職業訓練センター 管理公社 清算人 相馬 憲一

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年九月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県草加市金明町六六五番一〇 医療法人山本歯科 清算人 山本 英夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年二月十三日に認証書が到達し解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県八潮市鶴ヶ曾根六二五番地 宗教法人御嶽山大教 清算人 清水 忠一

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年九月二十三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都東村山市恩多町一丁目四〇番地三三 医療法人社団エパークリーン会 清算人 井上久美子

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月二十四日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区神田神保町一〇五旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部 内 日興パレス白金マンション建替組合 代表清算人 安保 伸一

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都葛飾区立石七丁目三番四号水沢ビル一階 医療法人社団おもいやりステーション 清算人 李 栄 浩

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月十八日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林一番地 幸田深溝里土地画整理組合 清算人代表 金子 一元

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年十二月二十五日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

三重県鈴鹿市平田新町二番二二 医療法人松尾会 清算人 松尾 幹雄

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年十二月二十二日開催の役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

愛媛県宇和島市榊形町一丁目二番四号 宗教法人太霊教 清算人 水口 秀昭

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

札幌市清田区清田一条四丁目五番三〇号 医療法人社団清田小児科医院 清算人 三戸 和昭

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

神奈川県横須賀市汐入町二丁目七番地一 山下ビル二F 医療法人社団森誠会 清算人 森塚 俊彦

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県船橋市山野町一〇三番地一 西船橋住宅管理組合 清算人 田野 毅

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年四月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県原市瀬又九六二番地の三三三 誉田第二造成地等共有施設団地管理組合 清算人 岡田 繁

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年九月九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都中央区月島三丁目二七番一五サンシティ銀座EAST二階 医療法人社団平静の会 清算人 西崎 直人

第24期決算公告

令和7年3月19日

千葉県浦市中袖2-2 株式会社イースクエア 代表取締役 今野 忠

貸借対照表の要旨

Table with columns for assets (流動資産, 固定資産) and liabilities/equity (純資産, 負債), showing a total of 1,764,716 yen.

解散公告 (第三回)

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

石川県白山市向島町四九三番地三

農事組合法人松園芸組合

清算人 北 芳徳

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

三重県鈴鹿市飯野寺家町五八番地の一

医療法人徳徳会

清算人 廣瀬 和徳

解散公告 (第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

兵庫県芦屋市業平町六番三一号

医療法人社団芦屋橋本クリニク

清算人 橋本 裕美

解散公告 (第三回)

当組合は、令和七年二月二十一日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

奈良県磯城郡田原本町一六〇番の一

田原本駅南地区市街地再開発組合

代表清算人 寺井 孝雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市小橋内一丁目一九番、最後の住所北海道登別市桜木町五丁目一二番地 被相続人 亡 麻田 茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

北海道登別市若山町四丁目四〇番地三ノ目

プル・ペット・ワン三〇三三号 弁護士法人

のぼりべつ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区澄川五条三丁目一〇番、最後の住所札幌市豊平区中の島二条十丁目三番四一―一七号

令和七年四月九日

札幌市中央区大通西四十四丁目一番地一三

北日本大通ビル三階 西博和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西 博和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市佐良土七三四番地、最後の住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町二丁目一八番四二号フォーレストハイム一〇二

令和七年四月九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市永田町三番二五号 那須法律事務所

令和七年四月九日

栃木県那須塩原市永田町三番二五号

相続財産清算人 弁護士 品川 尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市塩原六八八番地、最後の住所埼玉県川越市霞ヶ関北六丁目一―番地

令和七年四月九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原一丁目三番、最後の住所東京都品川区荏原一丁目三番一―二号

令和七年四月九日

東京都千代田区永田町二―一四―二山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中川 徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区矢口一丁目五七二番地、最後の住所東京都大田区矢口一丁目二八番一七号

令和七年四月九日

東京都港区西新橋一丁目二三番九号 河野ビル五階 信和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本間 博子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂六丁目八三八番地、最後の住所東京都江東区北砂六丁目六番七号

令和七年四月九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区矢部町七六九番地、最後の住所神奈川県海老名市中央三丁目三番二七―一〇二号

令和七年四月九日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号 全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所

相続財産清算人 弁護士 早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原一丁目三番、最後の住所東京都品川区荏原一丁目三番一―二号

令和七年四月九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区永田町二―一四―二山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区矢口一丁目五七二番地、最後の住所東京都大田区矢口一丁目二八番一七号

令和七年四月九日

東京都港区西新橋一丁目二三番九号 河野ビル五階 信和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本間 博子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂六丁目八三八番地、最後の住所東京都江東区北砂六丁目六番七号

令和七年四月九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区矢部町七六九番地、最後の住所神奈川県海老名市中央三丁目三番二七―一〇二号

令和七年四月九日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号 全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市ひびりヶ丘二丁目七番、最後の住所新潟市中央区神道寺一丁目四番二八号 マストタウン神道寺B棟三〇一―号

令和七年四月九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

事務所新潟市中央区東中通一番町八六番地 五一新潟東中通ビル四階 いなほ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市太郎丸三三六七番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所) 出町太郎丸三三六七番地

令和七年四月九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市太郎丸三三六七番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所) 出町太郎丸三三六七番地

令和七年四月九日

富山県南砺市井波三一二番地 相続財産清算人 司法書士 山本 英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市太郎丸三三六七番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所) 出町太郎丸三三六七番地

令和七年四月九日

富山県南砺市井波三一二番地 相続財産清算人 司法書士 山本 英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市太郎丸三三六七番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所) 出町太郎丸三三六七番地

令和七年四月九日

富山県南砺市井波三一二番地 相続財産清算人 司法書士 山本 英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市太郎丸三三六七番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所) 出町太郎丸三三六七番地

令和七年四月九日

富山県南砺市井波三一二番地 相続財産清算人 司法書士 山本 英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市太郎丸三三六七番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所) 出町太郎丸三三六七番地

令和七年四月九日

富山県南砺市井波三一二番地 相続財産清算人 司法書士 山本 英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市太郎丸三三六七番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所) 出町太郎丸三三六七番地

令和七年四月九日

富山県南砺市井波三一二番地 相続財産清算人 司法書士 山本 英介

Table with 2 columns: Category (資産部, 負債及び純資産部) and Amount (金額(千円)). Includes items like 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, etc.

第19期決算公告 令和7年4月9日 東京都港区東新橋二丁目14番1号 DOTワールド株式会社

代表取締役 飯島 寛子 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑賀市呉竹町一丁目一四番、最後の住所福岡県筑賀市呉竹町一丁目一四番三三番三番

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続財産清算人 司法書士 杉谷 英昭

本籍福岡県越前市本保町第一二番二〇番地、最後の住所福岡県越前市本保町第一二番二〇番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

令和七年四月九日

福岡県鯖江市本町一丁目一〇九煙安ビル二階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑賀市加茂五三四番地、最後の住所福岡県筑賀市加茂五三四番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

令和七年四月九日

静岡県浜松市中央区野口町二一七番地の四

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市村松甲二一八五番地、最後の住所新潟県五泉市村松甲二一八五番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル四階名城法律事務所

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市北浦町四丁目一八番地二、最後の住所愛知県瀬戸市水南町一三五番地の二

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区三軒家東五丁目二番、最後の住所大阪府大阪市大正区三軒家東五丁目二番

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑賀市加茂五三四番地、最後の住所福岡県筑賀市加茂五三四番地

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市福岡町沢川六〇八番地、最後の住所大阪府東区今福西四丁目四番六一

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戶市西區神出町紫合二五〇番地、最後の住所兵庫県神戶市西區神出町紫合二五〇番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

兵庫県神戶市中央区相生町四丁目二番二八号 神戸駅前千代田ビル七階 鹿間法律事務所

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡琴平町六九三番地四、最後の住所神戶市須磨区北落合一丁目一番三一

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市家島町宮九二九番地六、最後の住所兵庫県姫路市家島町宮八七一番地

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市家島町宮九二九番地六、最後の住所兵庫県姫路市家島町宮八七一番地

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市家島町宮九二九番地六、最後の住所兵庫県姫路市家島町宮八七一番地

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市家島町宮九二九番地六、最後の住所兵庫県姫路市家島町宮八七一番地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市道場門前二丁目七六番地四、最後の住所山口県山口市小郡下郷二一八番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区田町一八番地、最後の住所福岡県北九州市小倉北区大門二丁目一番二四号

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区田町九番一五号、最後の住所福岡県北九州市小倉北区田町九番一五号

令和七年四月九日

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

第55期決算公告

令和7年3月25日

地7番神4天羽吉上大字幸手市幸手市

会社株式会社

代表取締役社長 金子卓司

貸借対照表の要旨 (単位:千円)

(令和6年12月31日現在)

Table with 4 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount), 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 固定資産 (Fixed Assets), 流動資産 (Current Assets), 負債 (Liabilities), 純資産 (Equity).

事務所福岡県筑賀市呉竹町二丁目一三番二一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市元船町一四番、最後の住所長崎県長崎市八景町一七番九号

被相続人 亡 松浦 敬介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十三日まで請求の申出をして下さい。

令和七年四月九日

長崎県長崎市元船町六番六号大波止松尾ビル五〇二長崎みそら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 今井 悠人

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業者法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内はその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住居氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。

令和7年4月9日

記

- ①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

- ①楽天カーブ株式会社 ②東京都知事(2)102615 ③代表取締役 穂坂雅之 ④東京都港区南青山二丁目6番21号 ⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天カーブ株式会社 代表取締役 中村晃一

- ①三井不動産リアルティ株式会社 ②国土交通大臣(3)777 ③代表取締役 遠藤靖 ④廃止した従来の事務所 千葉県千葉市中央区南町2-13-1 廃止した従来の事務所 東京都多摩市落合1-9-3 セゾン・ド・大貫3F 廃止した従来の事務所 神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-10-28 プロスバあざみ野第2ビル 廃止した従来の事務所 神奈川県横浜須賀野大滝町2-20 三笠ビル商店街 廃止した従来の事務所 愛知県名古屋守山区小幡南2-2-1 廃止した従来の事務所 三重県四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪ビル 廃止した従来の事務所 兵庫県神戸市東灘区住吉本町3-4-13 ⑤3500万円 ⑥関東地方整備局 ⑦東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 三井不動産リアルティ株式会社 代表取締役 遠藤靖

- ①合同会社ムトウ土地 ②愛知県知事(1)24214 ③代表社員 武藤真実 ④愛知県東郷町大字春木字西前5975番地1 合同会社ムトウ土地 代表社員 武藤真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市十二町三三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 渡瀬 節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年四月九日

事務所鹿児島県枕崎市千代田町二四番地四尾辻昭博司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 尾辻 昭博

第27期決算公告

令和7年4月9日 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 マーケティングパートナー株式会社 代表取締役社長 権田 真司 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 資本, 利益剰余金, 合計).

第25期決算公告

2025年4月9日 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 SBSスタッフ株式会社 代表取締役社長 渡辺 長則 貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 資本, 利益剰余金, 合計).

第11期決算公告

令和7年4月9日 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 グローバルベクトリニュートリション株式会社 代表取締役社長 権田 真司 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 資本, 利益剰余金, 合計).

第54期決算公告

令和7年4月9日 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 株式会社ユニバーサルメタル 代表取締役社長 上田 裕彦 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 資本, 利益剰余金, 合計).

第21期決算公告

令和7年4月9日 東京都千代田区一番町17番6号 株式会社ベーシック 代表取締役 秋山 勝 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 資本, 利益剰余金, 合計).

第5期決算公告

令和7年4月9日 東京都港区港南二丁目15番3号 株式会社H&Rアセットソリューションズ 代表取締役 松本 兼助 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 資本, 利益剰余金, 合計).

**第10期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 東京共同会計事務所内  
**一般社団法人GD仙台第一**  
 代表理事 本郷 雅和  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年1月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	976,826
	固定資産	30,000
	<b>合 計</b>	<b>1,006,826</b>
負債及のび部	流動負債	64,100
	固定負債	942,726
	株主資本	10,187,200
	利益剰余金	△9,244,474
	その他利益剰余金	△9,244,474
	<b>合 計</b>	<b>1,006,826</b>

**第6期決算公告** 令和7年4月9日  
 徳島県板野郡北島町高房字居内1番地1  
**大塚ビジネスサポート株式会社**  
 代表取締役 大石 朋典  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	1,320,781
	固定資産	1,297,142
	<b>合 計</b>	<b>2,617,923</b>
負債及のび部	流動負債	1,774,312
	固定負債	50,877
	株主資本	792,733
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	121,760
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	96,760
	利益剰余金	645,973
	その他利益剰余金	645,973
	(うち当期純利益)	(335,756)
	<b>合 計</b>	<b>2,617,923</b>

**第4期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 東京都渋谷区東一丁目32番12号  
**イグニション・ポイントベンチャーパートナーズ株式会社**  
 代表取締役 田代 友樹  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	62,657
	固定資産	89,427
	<b>合 計</b>	<b>152,084</b>
負債及のび部	流動負債	125,683
	固定負債	26,401
	株主資本	2,000
	利益剰余金	24,401
	その他利益剰余金	24,401
	<b>合 計</b>	<b>152,084</b>

**第78期決算公告** 令和7年3月21日  
 千葉県市原市八幡海岸通5番地4  
**赤星工業株式会社**  
 代表取締役 伊藤 広一  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	2,410,396
	固定資産	2,285,239
	<b>合 計</b>	<b>4,695,635</b>
負債及のび部	流動負債	1,186,707
	固定負債	1,382,565
	株主資本	2,126,363
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	2,086,793
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,074,293
(うち当期純利益)	(65,016)	
自己株式	△10,430	
	<b>合 計</b>	<b>4,695,635</b>

**第1期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 茨城県猿島郡境町大字下小橋字蝉野  
 880番地  
**遠東新世紀日本株式会社**  
 代表取締役社長 顔 宏任  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産の産部	流動資産	1,735
	固定資産	26
	<b>合 計</b>	<b>1,761</b>
負債及のび部	流動負債	1,547
	固定負債	214
	株主資本	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	100
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	14
	(うち当期純利益)	(14)
		<b>合 計</b>

**第12期決算公告** 令和7年3月21日  
 茨城県水戸市吉沢町139-2  
**茨城マーケティングシステムズ株式会社**  
 代表取締役 後藤 良秋  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	146,932
	固定資産	22,998
	<b>合 計</b>	<b>169,931</b>
負債及のび部	流動負債	49,665
	固定負債	21,306
	株主資本	93,933
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	63,933
	利益準備金	63,933
	その他利益剰余金	63,933
	(うち当期純利益)	(151)
	評価・換算差額等	5,026
	その他評価差額	5,026
	<b>合 計</b>	<b>169,931</b>

**第3期決算公告** 令和7年3月18日  
 東京都品川区東品川四丁目13番14号  
**SALES GO株式会社**  
 代表取締役社長 内山 雄輝  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	148,100
	固定資産	197,749
	<b>合 計</b>	<b>345,849</b>
負債及のび部	流動負債	125,167
	固定負債	200,000
	株主資本	20,682
	資本剰余金	68,500
	利益剰余金	265,500
	利益準備金	65,500
	その他利益剰余金	200,000
	利益剰余金	△313,317
	その他利益剰余金	△313,317
	(うち当期純損失)	(120,378)
	<b>合 計</b>	<b>345,849</b>

**第28期決算公告** 令和7年3月14日  
 東京都品川区東品川四丁目13番14号  
**株式会社タジマ**  
 代表取締役社長 大崎 章司  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	776,991
	固定資産	480,548
	<b>合 計</b>	<b>1,257,539</b>
負債及のび部	流動負債	1,932,639
	賞与引当金	52,925
	固定負債	465,040
	退職給付引当金	241,176
	株主資本	△1,140,140
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△1,190,140
	利益準備金	4,750
	その他利益剰余金	△1,194,890
	(うち当期純損失)	(6,977)
	<b>合 計</b>	<b>1,257,539</b>

**第22期決算公告** 令和7年3月25日  
 東京都中央区築地六丁目19番21号  
**株式会社bless you**  
 代表取締役 平野 宣雄  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	84,391
	固定資産	46,410
	<b>合 計</b>	<b>130,802</b>
負債及のび部	流動負債	40,197
	賞与引当金	21,959
	固定負債	50,750
	退職給付引当金	10,750
	株主資本	39,855
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	29,855
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	27,355
	(うち当期純利益)	(10,332)
	<b>合 計</b>	<b>130,802</b>

**第35期決算公告**  
 令和7年3月21日  
 神奈川県相模原市中央区宮下2-11-4  
**株式会社イムラプリンティング**  
 代表取締役 塚本 敬三  
**貸借対照表の要旨**(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	185,489
	固定資産	910,413
	<b>合 計</b>	<b>1,095,902</b>
負債及のび部	流動負債	678,752
	固定負債	61,977
	株主資本	355,171
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	345,171
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	342,671
	(うち当期純損失)	(1,989)
		<b>合 計</b>

**第7期決算公告** 令和7年4月9日  
 東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号  
 桑野ビル2階  
**アル株式会社**  
 代表取締役 古川 健介  
**貸借対照表の要旨**(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	70,917
	固定資産	1,792
	<b>合 計</b>	<b>72,710</b>
負債及のび部	流動負債	96,293
	株主資本	△23,583
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	462,327
	利益準備金	425,159
	その他利益剰余金	37,167
	利益剰余金	△585,911
	その他利益剰余金	△585,911
	(うち当期純損失)	(36,137)
		<b>合 計</b>

**第5期決算公告** 令和7年4月9日  
 東京都大田区平和島6丁目1番1号  
 東京流通センター・センタービル527号  
**SPT Labtech Japan株式会社**  
 代表取締役 アンドリユー・ホルフォード  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	90,558
	固定資産	16,990
	<b>合 計</b>	<b>107,548</b>
負債及のび部	流動負債	155,220
	株主資本	△47,671
	資本剰余金	100
	利益剰余金	△47,771
	その他利益剰余金	△47,771
	<b>合 計</b>	<b>107,548</b>

**第29期決算公告** 令和7年3月31日  
 大阪市北区中津1-18-6  
**株式会社クリエ関西**  
 代表取締役 東 昌宏  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	293,176
	固定資産	51,643
	<b>資産合計</b>	<b>344,819</b>
負債及び純資産部	流動負債	78,535
	固定負債	804
	<b>負債合計</b>	<b>79,339</b>
	株主資本	265,481
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	235,481
	利益準備金	6,802
	その他利益剰余金	228,679
	(うち当期純利益)	(13,156)
	<b>純資産合計</b>	<b>265,481</b>
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>344,819</b>

**第11期決算公告** 令和7年3月13日  
 静岡県富士市津田260番地の12  
**静岡ガス&パワー株式会社**  
 代表取締役 藤田 猛  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	5,228,680
	固定資産	16,964,436
	<b>資産合計</b>	<b>22,193,117</b>
負債及び純資産部	流動負債	6,066,004
	固定負債	9,919,426
	<b>負債合計</b>	<b>6,103,899</b>
	株主資本	495,000
	資本剰余金	495,000
	利益剰余金	5,113,899
	利益準備金	5,113,899
	その他利益剰余金	5,113,899
	(うち当期純利益)	(3,416,470)
	評価・換算差額等	103,786
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,193,117</b>

**第52期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 神奈川県大和市下鶴間2832番地3  
**株式会社トクヨー**  
 代表取締役 石塚公孝郎  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	60,117
	固定資産	19,095
	<b>資産合計</b>	<b>79,213</b>
負債及び純資産部	流動負債	11,880
	固定負債	2,500
	<b>負債合計</b>	<b>14,380</b>
	株主資本	64,832
	資本剰余金	12,000
	利益剰余金	52,832
	利益準備金	52,832
	その他利益剰余金	52,832
(うち当期純利益)	(287)	
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>79,213</b>

**第15期決算公告**  
 2025年3月10日  
 大阪市中央区道修町4丁目6番5号  
**昭永マネジメントファンド株式会社**  
 代表取締役 八木 猛  
 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	1,971
	固定資産	17,300
	<b>資産合計</b>	<b>19,271</b>
負債及び純資産部	流動負債	205
	<b>負債合計</b>	<b>205</b>
	株主資本	19,066
	資本剰余金	20,800
	利益剰余金	△ 1,733
	利益準備金	△ 1,733
	その他利益剰余金	△ 1,733
(うち当期純損失)	(303)	
	<b>純資産合計</b>	<b>19,066</b>
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,271</b>

**第15期決算公告** 2025年3月14日  
 大阪市中央区道修町4丁目6番5号  
**昭永ケミカル株式会社**  
 代表取締役 八木 猛  
 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	11,935
	固定資産	8,324
	<b>資産合計</b>	<b>20,259</b>
負債及び純資産部	流動負債	15,477
	固定負債	3,216
	<b>負債合計</b>	<b>1,507</b>
	株主資本	50
	資本剰余金	1,457
	利益剰余金	1,457
	利益準備金	(90)
	その他利益剰余金	57
	(うち当期純損失)	57
	評価・換算差額等	57
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,259</b>

**第84期決算公告** 令和7年3月18日  
 大阪府大阪市東成区東中本三丁目13番8号  
**東洋ビューティ株式会社**  
 代表取締役 岩瀬 史明  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	17,723
	固定資産	13,566
	<b>資産合計</b>	<b>30,290</b>
負債及び純資産部	流動負債	10,642
	固定負債	5,341
	<b>負債合計</b>	<b>14,306</b>
	株主資本	45
	資本剰余金	1
	利益剰余金	1
	利益準備金	14,260
	その他利益剰余金	11
	(うち当期純利益)	14,249
	評価・換算差額等	(377)
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,290</b>

**決算公告** 令和7年4月9日  
 神戸市垂水区舞多間西六丁目1番3号  
**株式会社クレストホーム**  
 代表取締役 砂川 和美  
 貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	264,081
	固定資産	307,182
	繰上資産	836
	<b>資産合計</b>	<b>572,100</b>
負債及び純資産部	流動負債	40,249
	固定負債	146,121
	<b>負債合計</b>	<b>385,729</b>
	株主資本	10,000
	資本剰余金	429,559
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	428,059
	(うち当期純利益)	(17,798)
	自己株式	△ 53,829
		<b>純資産合計</b>
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>572,100</b>

**第5期決算公告** 令和7年4月9日  
 兵庫県神戸市中央区磯上通4丁目1番14号  
**株式会社モンスターラボオムニバス**  
 代表取締役 平石 真寛  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	44,793
	固定資産	18,880
	<b>資産合計</b>	<b>63,673</b>
負債及び純資産部	流動負債	37,432
	(うち賞与引当金)	(1,559)
	固定負債	20,000
	<b>負債合計</b>	<b>6,241</b>
	株主資本	29,850
	資本剰余金	29,850
	利益剰余金	29,850
	利益準備金	△ 53,458
	その他利益剰余金	△ 53,458
	(うち当期純利益)	(2,342)
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>63,673</b>

**第49期決算公告**  
 令和7年3月18日  
 大阪市東淀川区東中島1丁目19番4号  
**春野産業株式会社**  
 代表取締役 白石 隆三  
 貸借対照表の要旨(令和7年1月20日現在)

科	目	金額(千円)	
資産部	流動資産	757,368	
	固定資産	127,215	
	<b>資産合計</b>	<b>884,583</b>	
負債及び純資産部	流動負債	346,668	
	固定負債	62,301	
	<b>負債合計</b>	<b>475,614</b>	
	株主資本	42,000	
	資本剰余金	433,614	
	利益準備金	10,500	
	その他利益剰余金	423,114	
	(うち当期純利益)	(23,933)	
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>884,583</b>

**第58期決算公告** 2025年3月25日  
 東京都千代田区大手町1丁目9番2号  
**DBJビジネスサポート株式会社**  
 代表取締役 井出 裕史  
 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	1,091,631
	固定資産	172,154
	<b>資産合計</b>	<b>1,263,786</b>
負債及び純資産部	流動負債	115,016
	賞与引当金	1,402
	固定負債	53,922
	<b>負債合計</b>	<b>53,922</b>
	株主資本	1,094,848
	資本剰余金	23,500
	利益剰余金	1,071,348
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	1,065,348
	(うち当期純利益)	(52,668)
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,263,786</b>

**第59期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 高知県吾川郡いの町4013番地  
**四国特紙株式会社**  
 代表取締役 橋本 雅彦  
 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	146,030
	固定資産	150,049
	<b>資産合計</b>	<b>296,080</b>
負債及び純資産部	流動負債	107,778
	固定負債	38,096
	<b>負債合計</b>	<b>150,206</b>
	株主資本	20,000
	資本剰余金	130,206
	利益剰余金	5,000
	利益準備金	125,206
	その他利益剰余金	(7,028)
	(うち当期純損失)	(7,028)
		<b>負債・純資産合計</b>

**決算公告**  
 令和7年4月9日  
 神戸市垂水区舞多間西六丁目1番3号  
**株式会社サンウッド**  
 代表取締役 砂川 和美  
 貸借対照表の要旨  
 (令和6年11月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	173,486
	固定資産	269,804
	<b>資産合計</b>	<b>443,290</b>
負債及び純資産部	流動負債	68,673
	固定負債	250,620
	<b>負債合計</b>	<b>123,997</b>
	株主資本	10,000
	資本剰余金	113,997
	利益剰余金	113,997
	利益準備金	113,997
	その他利益剰余金	(33,508)
	(うち当期純利益)	(33,508)
		<b>負債・純資産合計</b>

第16期決算公告

2025年3月13日
東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI地方創生支援株式会社
代表取締役 登 輝久

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(百万円), 金額(百万円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第1期決算公告

令和7年4月9日
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社AP78
代表取締役 印東 徹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第44期決算公告 令和7年3月17日
東京都足立区入谷9丁目20番20号
日本スライド工業株式会社
代表取締役社長 上條 恒人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第24期決算公告

令和7年4月9日
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
富国生命ビル23階
メツラー・アセット・
マネジメント株式会社
代表取締役社長 牧野 浩人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第21期決算公告 令和7年4月9日
東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号
株式会社Blueship
代表執行役 杉崎 恵悟

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第72期決算公告 令和7年4月9日
東京都八王子市七国1丁目32番1
坂西精機株式会社
代表取締役 坂西 宏之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第4期決算公告 令和7年4月9日
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
AIX Tech Ventures株式会社
代表取締役 上杉 秀人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第10期決算公告 令和7年4月9日
東京都新宿区西新宿七丁目4番3号
株式会社ユニケット
代表取締役 飯島 佳晴
代表取締役 小野寺孝允

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第6期決算公告 令和7年4月9日
東京都目黒区上目黒二丁目43番20号
株式会社FACT
代表取締役 三寺 雅人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第54期決算公告 令和7年4月9日
神戸市東灘区魚崎南町3丁目1079番地の2
株式会社スミルプロセスネットワーク
代表取締役 渋谷 竜一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(百万円), 金額(百万円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第7期決算公告
令和7年4月9日
東京都中央区日本橋室町四丁目3番9号
TIME dotCom Japan株式会社
代表取締役
ガネーシュ・ジョン・シバサンブー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:円)
Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第14期決算公告 令和7年3月26日
東京都台東区千束2丁目33番地8号
株式会社思派電子ジャパン
代表取締役 李 元立

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 及びのび部.

第11期決算公告

令和7年4月9日

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目7番15号
ザ・パークレックス日本橋馬喰町4階
コンセントリクス・カタリスト株式会社
代表取締役 ジェーン・キャサリン・フォガティ
貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 利益剰余金, 資産合計, 負債・純資産合計.

第35期決算公告

令和7年4月9日

東京都江東区亀戸一丁目5番7号
日本コンセントリクス株式会社
代表取締役 ジェーン・キャサリン・フォガティ
貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 利益剰余金, 資産合計, 負債・純資産合計.

第7期決算公告

令和7年4月9日

東京都渋谷区東一丁目32番12号
イグニション・ポイントフォース株式会社
代表取締役 末宗 喬文
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 有形固定資産, 投資その他の資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第23期決算公告

令和7年3月21日

東京都大田区羽田旭町11番1号
荘原冷熱システム株式会社
代表取締役 加藤 恭一
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 有形固定資産, 無形固定資産, 投資その他の資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第33期決算公告

令和7年4月9日

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
株式会社DNPホリーホック
代表取締役 林 雅史
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第26期決算公告

令和7年4月9日

長野県須坂市大字小河原2031番地の1
日通エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 池田 良太
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 有形固定資産, 無形固定資産, 投資その他の資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第4期決算公告

令和7年4月9日

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
恵比寿プライムスクエアタワー4F
株式会社モンスターラボ
代表取締役 鱒川 宏樹
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第7期決算公告

令和7年4月9日

東京都渋谷区渋谷1丁目10-7 グローリア宮益坂Ⅲ801号室
株式会社ExecutiveSearch. AI
代表取締役 ホインスキー・ケネス・チャールズ
貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第72期決算公告

令和7年3月25日 株式会社横浜DeNAベイスターズ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 純資産合計, 資産合計.

第16期決算公告

令和7年4月9日 MYLAPS Japan株式会社

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 純資産合計, 資産合計.

第65期決算公告

令和7年3月21日 技研株式会社

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 繰延資産, 流動負債, 固定負債, 退職給与引当金, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 負債・純資産合計, 資産合計.

第3期決算公告

令和7年4月9日 アドラゴスファーマ川越株式会社

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 繰延資産, 流動負債, 退職給付引当金, 環境リスク引当金, 有給休暇引当金, 賞与引当金, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 繰越利益剰余金, その他利益剰余金, 評価・換算差額等, 年金数理差異, 負債・純資産合計, 資産合計.

第37期決算公告

令和7年4月9日 ビオメリュウ・ジャパン株式会社

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 製品保証引当金, 有給休暇引当金, 賞与引当金, 固定負債, 退職給与引当金, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 負債・純資産合計, 資産合計.

第3期決算公告

令和7年4月9日 アドラゴスファーマ株式会社

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 繰延資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 繰越利益剰余金, その他利益剰余金, 負債・純資産合計, 資産合計.

第12期決算公告

令和7年3月1日 株式会社あわじシステムトレード研究所

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 繰延資産, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 純資産合計, 資産合計.

第40期決算公告

令和7年3月27日 株式会社YKプランニング

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 純資産合計, 資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, 販売費及び一般管理費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 特別損失, 税引前当期純利益, 法人税, 住民税及び事業税, 当期純利益.

**第11期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 東京都渋谷区桜丘町31番14号  
**ターミナル株式会社**  
 代表取締役 伊奈 亮輔  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	120,295
	固定資産	2,067
	合計	122,363
負債純資産及び部	流動負債	78,540
	固定負債	31,106
	負債合計	12,717
	株主資本	151,901
	資本剰余金	151,901
	利益剰余金	151,901
	利益剰余金	△291,085
	利益剰余金	△291,085
	利益剰余金	(16,839)
	合計	122,363

代表取締役 伊奈 亮輔  
 東京都渋谷区桜丘町三一番一四号  
 ターミナル株式会社

**第64期決算公告** 令和7年4月9日  
 沖縄県那覇市字安謝628  
**沖縄サントリー株式会社**  
 代表取締役 吉野 宏明  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	10,473,240
	固定資産	946,185
合計		11,419,424
負債純資産及び部	流動負債	2,320,786
	固定負債	992,493
	負債合計	8,104,862
	株主資本	62,729
	資本剰余金	8,042,133
	利益剰余金	15,690
	利益剰余金	8,026,443
	利益剰余金	(847,245)
	利益剰余金	1,283
	合計	

**第3期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 東京都港区六本木三丁目2番1号  
**フロンティア・キャピタル株式会社**  
 代表取締役 大西正一郎  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	8,624,648
	固定資産	76,286
	合計	3,906
負債純資産及び部	流動負債	216,777
	固定負債	47,747
	負債合計	13,043
	株主資本	8,445,465
	資本剰余金	4,750,300
	利益剰余金	4,750,300
	利益剰余金	△1,055,134
	利益剰余金	△1,055,134
	利益剰余金	29,554
	利益剰余金	29,554
合計		8,704,841

代表取締役 大西正一郎  
 東京都港区六本木三丁目2番1号  
 フロンティア・キャピタル株式会社

**第1期決算公告** 2025年4月9日  
 札幌市中央区北三条西四丁目1番1号  
**株式会社ゼノラボ**  
 代表取締役 金 容雨  
 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	359,495
	固定資産	97,819
合計		457,314
負債純資産及び部	流動負債	10,177
	固定負債	10,177
	負債合計	10,177
	株主資本	447,137
	資本剰余金	500,000
	利益剰余金	△52,862
利益剰余金	△52,862	
利益剰余金	(52,862)	
合計		447,137

**第15期決算公告**  
 令和7年3月21日  
 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号  
**エイコーン・インベストメンツ・ツー特定目的会社**  
 取締役 本吉 進  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産部	金額	負債及び純資産部	金額
特定資産	3,926,568	流動負債	244,967
固定資産	3,926,568	固定負債	436,805
その他の資産	267,410	負債合計	681,772
流動資産	130,502	社員資本	3,512,206
固定資産	135,700	特定資本	154,200
繰延資産	1,207	優先資本	3,133,000
		剰余金	225,006
		当期未処分利益	225,006
資産合計	4,193,979	純資産合計	3,512,206
		負債・純資産合計	4,193,979

**第64期決算公告** 令和7年3月25日  
 京都府宮津市字下世屋303番地  
**橋立開発株式会社**  
 代表取締役 荒田 英樹  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	327,323
	固定資産	2,250,236
合計		2,577,559
負債純資産及び部	流動負債	47,829
	固定負債	2,649,600
	負債合計	△119,870
	株主資本	150,000
	資本剰余金	47,940
	利益剰余金	△317,809
	利益準備金	2,000
	利益剰余金	△319,809
	利益剰余金	(1,705)
	合計	

**第3期決算公告**  
 令和7年3月21日  
 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号  
**タワー・ストリート特定目的会社**  
 取締役 本吉 進  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産部	金額	負債及び純資産部	金額
特定資産	6,599,192	流動負債	79,136
固定資産	6,599,192	固定負債	3,950,000
その他の資産	711,713	負債合計	4,029,136
流動資産	669,380	社員資本	3,281,769
固定資産	17,469	特定資本	100
繰延資産	24,863	優先資本	3,505,312
		剰余金	△223,642
		当期未処分損失	223,642
資産合計	7,310,905	純資産合計	3,281,769
		負債・純資産合計	7,310,905

**第38期決算公告**  
 令和7年4月9日  
 兵庫県姫路市南町1番地  
**山陽アメニティサービス株式会社**  
 代表取締役 森本 一弘  
 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)	
資産部	流動資産	291,914	
	固定資産	14,527	
合計		306,442	
負債純資産及び部	流動負債	65,077	
	固定負債	68,186	
	負債合計	173,178	
	株主資本	40,000	
	資本剰余金	133,178	
	利益準備金	10,000	
	利益剰余金	123,178	
	利益剰余金	(26,584)	
	合計		306,442

第10期決算公告

令和7年4月9日

東京都渋谷区東一丁目32番12号  
イグニション・ポイント株式会社

代表取締役社長 末宗 喬文

貸借対照表の要旨

(令和5年12月31日現在) (単位：千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 資産の部 (流動資産, 固定資産, etc.), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, etc.), 負債合計, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第7期決算公告

令和7年3月26日

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
株式会社Works Human Intelligence

代表取締役 安齋 富太郎

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位：百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, etc.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位：百万円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, 営業費用, etc.

第53期決算公告

令和7年4月9日

千葉県東金市山田1312番  
大一農産株式会社

代表取締役 奥村 友三

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位：円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 株主資本, etc.

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を九百九十万円減少し、十万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和七年四月九日  
千葉県東金市山田一三二二番  
大一農産株式会社  
代表取締役 奥村 友三

第11期決算公告

令和7年4月9日

東京都渋谷区東一丁目32番12号  
イグニション・ポイント株式会社

代表取締役社長 末宗 喬文

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位：千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 資産の部 (流動資産, 固定資産, etc.), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, etc.), 負債合計, 純資産合計, 負債・純資産合計.

第30期決算公告

令和7年4月9日

東京都世田谷区世田谷一丁目3番14号  
株式会社頼佳

代表取締役 岡田 絹子

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 株主資本, etc.

合併公告  
左記の各会社は、合併し、新会社として設立いたします。  
一、株式会社頼佳と株式会社三番一丁目の合併について、議決権の行使は、令和7年5月10日（金）の取締役会において完了し、同日付で登記が完了しております。  
二、株式会社三番一丁目と株式会社頼佳の合併については、令和7年5月10日（金）の取締役会において完了し、同日付で登記が完了しております。  
以上、合併の完了した日付は、令和7年5月10日（金）とさせていただきます。  
なお、合併の完了後、各会社は、合併した新会社として存続し、引き続き営業を行います。  
以上、合併の完了した日付は、令和7年5月10日（金）とさせていただきます。  
令和七年四月九日  
東京都世田谷区世田谷一丁目三番一四号  
代表取締役 岡田 絹子  
頼佳株式会社  
三番一丁目株式会社

第3期決算公告

令和7年4月9日

東京都港区元赤坂一丁目1番7-1006号  
Taurus特定目的会社

取締役 川島 健輔

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位：百万円)

Table with 3 columns: 資産の部, 負債の部. Rows include 特定資産, 流動資産, 流動負債, 固定負債, etc.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位：百万円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, etc.

第11期決算公告

令和7年4月9日
東京都港区赤坂二丁目10番5号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
RW久喜特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)
Table with columns: 資産の部 (流動資産, 固定資産), 負債及び純資産の部 (流動負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金)

損益計算書の要旨
Table with columns: 科目 (営業収益, 営業費用, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 税引前当期純利益, 法人税, 当期純利益, 前期繰越損失, 当期未処分利益), 金額

第37期決算公告 令和7年4月9日
長崎県長崎市京泊二丁目10番2号
新長崎水産株式会社
代表取締役 三瀬 哲也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

貸借対照表の要旨
Table with columns: 科 目 (流動資産, 固定資産, 負債, 純資産), 金額(万円)

第2期決算公告

令和7年4月9日 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
TBJホールディングス株式会社
代表取締役 稲垣 伸一

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:百万円)

貸借対照表の要旨
Table with columns: 科目 (流動資産, 固定資産), 金額, 負債及び純資産の部 (流動負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金)

損益計算書の要旨
(自 令和5年7月1日
至 令和6年3月31日)
(単位:百万円)

損益計算書の要旨
Table with columns: 科目 (販売費及び一般管理費, 営業損失, 営業外費用, 経常損失, 税引前当期純損失, 法人税, 当期純損失), 金額

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)エイチ・ピー・ジー・パブリックサービス株式会社
代表取締役 稲垣 伸一
職務執行者 稲垣 伸一

令和5年度決算公告

令和7年4月9日
長野県佐久市猿久保619-11
株式会社令和笑店
代表取締役 中川 力耶

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:円)

貸借対照表の要旨
Table with columns: 科 目 (流動資産, 固定資産), 金額, 負債及び純資産の部 (流動負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金)

令和5年度決算公告

令和7年4月9日
長野県中野市大字岩船419番地1
株式会社STAYGOLD
代表取締役 中川 力耶

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:円)

貸借対照表の要旨
Table with columns: 科 目 (流動資産, 固定資産), 金額, 負債及び純資産の部 (流動負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金)

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
(甲)株式会社SAYGOLD
代表取締役 中川 力耶
(乙)株式会社SAYGOLD
代表取締役 中川 力耶

第1期決算公告 令和7年4月9日
東京都千代田区九段南四丁目3番4号
アテナ・ディフェンス株式会社
代表取締役 丸谷 幸

貸借対照表の要旨(令和6年2月29日現在)

貸借対照表の要旨
Table with columns: 科 目 (流動資産, 固定資産), 金額(円), 負債及び純資産の部 (流動負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金)

第11期決算公告 令和7年4月9日
東京都千代田区九段南4-3-4
Polar九段1階
アルファ・リード株式会社
代表取締役 丸谷 幸

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

貸借対照表の要旨
Table with columns: 科 目 (流動資産, 固定資産), 金額(円), 負債及び純資産の部 (流動負債, 負債合計, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金)

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
(甲)アルファ・リード株式会社
代表取締役 丸谷 幸
(乙)アテナ・ディフェンス株式会社
代表取締役 丸谷 幸

第43期決算公告

令和7年4月9日 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目3-6
オリント工機株式会社
代表取締役 北川 正人

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, etc.

決算公告

令和7年4月9日 大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
Magnachip Semiconductor株式会社
代表取締役 金 潤輔

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 有形固定資産, 投資その他の資産, etc.

第36期決算公告

令和7年4月9日 熊本県上益城郡嘉島町大字井寺250番地9
株式会社プレシード
代表取締役 松本 修一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, etc.

第50期決算公告

令和7年3月28日 兵庫県姫路市大津区勸兵衛町4丁目1番地
虹技サービス株式会社
代表取締役 谷岡 宗

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, etc.

第3期決算公告

令和7年4月9日 東京都港区芝二丁目3番3号
MAアルミニウム株式会社
取締役社長 丸山 茂樹

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, etc.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, etc.

第26期決算公告

令和7年4月9日 東京都豊島区南池袋一丁目13番23号

株式会社東ハト

代表取締役 滝沢 康郎

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, etc.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, etc.

第2期決算公告

令和7年4月9日
千葉県我孫子市天王台一丁目5番1号
株式会社葵会
代表取締役 新谷 幸義
貸借対照表の要旨
(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和7年4月9日
千葉県我孫子市天王台一丁目五番一号
(甲) バイオシステム株式会社
代表取締役 花本 恵嗣
千葉県我孫子市天王台一丁目五番一号
(乙) 株式会社葵会
代表取締役 新谷 幸義

第39期決算公告

令和7年4月9日
千葉県我孫子市天王台一丁目5番1号
バイオシステム株式会社
代表取締役 花本 恵嗣
貸借対照表の要旨
(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

損益計算書の要旨
令和5年6月1日
(自 令和6年5月31日)
(単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 金額, 金額. Rows include 資産の部 and 負債及び純資産の部.

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, 販売費及び一般管理費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用, 特別利益, 特別損失, 引当金繰入, 法人税等調整額, 当期純利益.

決算公告

令和7年4月9日
東京都豊島区南大塚三丁目46番3号
ウエストジャパンホールディングス株式会社
代表取締役 吉村 武大
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の部 and 負債及び純資産の部.

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和7年4月9日
岡山市中区清水四一八番地
(甲) ウエストジャパン興業株式会社
代表取締役 吉村 充司
東京都豊島区南大塚三丁目四六番三号
(乙) ウエストジャパンホールディングス株式会社
代表取締役 吉村 武大

決算公告

令和7年4月9日
岡山市中区清水418番地
ウエストジャパン興業株式会社
代表取締役 吉村 充司
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産の部 and 負債及び純資産の部.

第114期決算公告

令和7年4月9日
静岡県熱海市春日町16番53号
熱海瓦斯株式会社
代表取締役 溝口 寛
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産の部 and 負債及び純資産の部.

第9期決算公告

令和7年3月28日
神奈川県横浜市中区尾上町三丁目35番地
リスト株式会社
代表取締役 北見 尚之
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の部 and 負債及び純資産の部.